

*South China - Asia Business Report*Vol. 51
April
2016

華南・アジア ビジネスリポート

CONTENTS**Briefs & Editorial****Topics**

中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編) 3

ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業 7
～インドネシア、ベトナムの現状から～**Regional Business**India インドビジネス最新情報 [19]
2016 年度インド政府予算に伴う税制改正 11Vietnam
ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社
設立手続きと実務上の留意点 16Taiwan
台湾における統一発票の種類と発行時期 22Hong Kong
香港における契約関係の新法令 25
～契約(第三者の権利) 条例～China
上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記 28China
中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～ 31**Macro Economy**

アジア経済情報: アジア概況 36

Briefs

Topics

中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)

中国国内販売に取り組む企業が増える中、中国特有の決済方法への対応や、そのリスクヘッジが喫緊の課題となっている。今号より前後編の2回に渡り、中国ビジネスにおける決済方法と、そのリスクヘッジ策について紹介する。

前編ではまず、中国で一般的に使用される決済方法と各々の特徴や回収リスクについて述べる。なかでも、手形決済や国内信用状は、クロスボーダーでの売買決済を含め、広く一般に使われる決済手法に比べ留意が必要だ。日本とは異なる国内ルールに則っているため、罰則規定が緩かったり、リスクがより高かったりするほか、利便性の面でも見劣りするなど、決済手段の切り替えに踏み切るにはさまざまな課題を抱えている。

ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業～インドネシア、ベトナムの現状から～

中国から ASEAN に向かう、プラスワンと呼ばれる日系企業の潮流が転換期を迎えている。製造拠点の補完等を目的としたものから、ASEAN 各国での内販を狙う企業が主流となっているのだ。

なかでも人口規模が大きく、市場開拓の余地が大きい国として注目されているのがインドネシアとベトナムである。いずれの国でも法規制や運用、物流など、かねて指摘されてきた課題に加え、ディストリビューターの開拓による販売ネットワークの拡大や、現地パートナーとの関係構築、市場調査・分析の難しさに悩む企業は多い。既に当地でネットワークを築いてきた先行企業の事例から、ASEAN での内販にかかる課題と見通しを探った。

Regional Business

[India] インドビジネス最新情報 [19] 2016 年度インド政府予算に伴う税制改正

2月末に発表されたインド政府予算案における、税制改正の主なポイントを説明する。法人税に関する改正では、起業支援を目的とした税制優遇措置「Start-up India」導入がうたわれたほか、新設企業を支援するファンドの設置や所得控除などが盛り込まれた。一方、これに伴い、従前の所得控除の廃止にかかる方針も示されており、留意が必要だ。このほか、今般改正では、OECD の BEPS(税源侵食と利益移転)行動計画に基づいた各種改正が図られた半面、16 年

4月導入とされていた GST(物品サービス税)には触れておらず、4月導入はないものとみられる。

[Vietnam] ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点

2015 年に改正された企業法と投資法、およびその細則にかかる影響を踏まえたうえで、最新の商社および販売会社の設立の手続きと留意点について説明する。当該改正は従前に比べ、投資家に有利な規定となっており、審査期間の短縮など手続きの簡便化や規制緩和の実施が期待されていた、しかし足元では、未だ有効な旧来の政令等により、かえって手続きが煩雑化したり、多店舗展開の制限なども改善がみられない状況となっているのが実情だ。

[Taiwan] 台湾における統一発票の種類と発行時期

台湾でのビジネスにおいて不可欠なインボイス、統一発票について説明する。統一発票は使用者・購入者の分類や用途により複数が存在する。発行方法や時期、発行後に誤りがあった場合の取り扱いをはじめ、営業種別、販売形式別の発行時期なども詳細に規定されている。後々の税務・会計処理をスムーズに進めるためにも、これらを踏まえた上で、適切にインボイスを発行されることをお勧めする。

[Hong Kong] 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～

今年1月1日から、香港で新たな契約条例が施行された。これにより、契約当事者のみが契約上の権利を執行できるという従前の原則が、一定の要件を満たすケースにおいて、第三者がこれを執行できると修正されている。当該条例の適用範囲・対象や想定される適用場面、また適用を排除する方法について解説する。

[China] 上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記

中国への外資導入促進策の一環として、先ごろ、上海自由貿易試験区内の弁護士事務所を企業の登記住所とすることができる、国内でも初めての政策が打ち出された。当該政策により、企業は設立コスト・期間の圧縮のみならず、当地の専門家による質の高いサービスを受けることができると期待される。登記が

可能な法人や集中登記のメリットおよび留意点につき説明する。

[China] 中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

中国国内に複数ある法人の合併や再編、清算につき解説するシリーズ。第1弾として、同じ親会社を持つ中国国内法人の合併と解散手続き、税務上の留意点について、事例をもとに紹介する。特に税務処理や、従前享受していた優遇措置の取り扱い、登記抹消については、所轄当局や専門家とよく相談し、要点を確認しながら手続きを進めていく必要がある。

Macro Economy**アジア経済情報: アジア概況 ～2016年の景気は減速、17年は小幅に持ち直し～**

アジアの実質 GDP 成長率は2015年4Q、多くの国・地域で前期から上昇が見られた。輸出の伸び悩みや企業マインドの低迷など景気の自立的回復力にはやや欠けており、16年も引き続き景気減速が予測されるものの、17年は欧米経済の加速により輸出が持ち直し、景気も小幅な回復となるだろう。16年の実質 GDP 成長率は、中国が+6.6%、NIEs が+2.0%、ASEAN5 が+4.5%、インドが+7.6%、17年は、中国が+6.5%、NIEs が+2.2%、ASEAN5が+4.5%、インドが+7.5%と予測した。

Editorial

日本から届く桜の便りに春の訪れを感じる中、長らく悪化していた中国の景況感が上向くなど、世界経済に影響を与えていた中国経済により改善の兆しが見えてきました。アジア開発銀行(ADB)が3月末に発表した最新のアジア経済見通しでは、いましばらく景気減速と先行き不透明な状況が続くようですが、春は始まりの季節。この機をチャンスと捉え、新たな技術の活用や発想の転換により、よりよいモノ・サービスを速やかに提供していく戦略、そしてそれを実現させる実行力が求められています。

弊行もこの4月より新たな体制を導入し、これまで以上にお客さまを<みずほ>のお客さまとしてとらえ、グループ一体となってサービスを提供してまいります。どうぞ引き続き<みずほ>をよろしくお願いいたします。



中国国内販売にかかる 決済方法とリスクヘッジ(前編)

小塚 聖 みずほ銀行

グローバルトレードファイナンス営業部 東アジア室

中国に進出する日系企業を取り巻く環境は近年、大きく変化している。特に、中国をマーケットとして捉える企業が多くを占めるようになる中、中国特有の決済方法、あるいは、国内景気の鈍化や市場競争激化の影響を受けた決済リスクのヘッジに悩む企業は多い。本レポートでは、中国国内販売に取り組む企業にとって不可欠な、決済手段および各手法のリスクについて解説するとともに、リスクヘッジに有効なソリューションについて、前後編の2回に分けて紹介する。

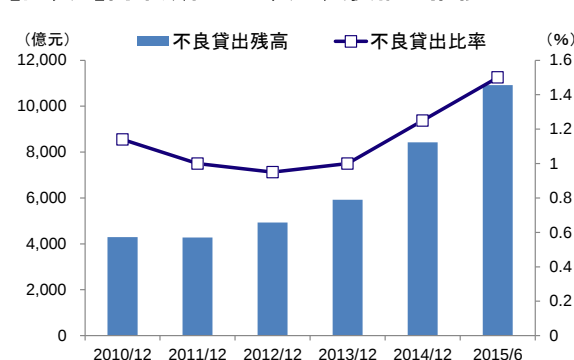
変わる投資環境と市場競争の激化

日系企業にとっての中国は従前、低コストの製造基地であった。製造した製品の販売先は基本的に本邦親会社または海外グループ企業向けであり、中国国内販売をとするとしても、グループ企業または信用力の高い日系その他外資系企業向けが中心となっていた。中国国内の一部地場企業(以下、中資系企業)への販売がある場合も、日系企業製品の高い品質に裏付けられた競争力を背景として、前受金決済など回収リスクのない販売手段を選択

できるケースが大部分であった。

しかしながら、近年は中資系企業にも直接販売を行う企業が過半数を超えており、クオリティーの向上してきた国産品、あるいは、より低価格な東南アジア等からの輸入品との競争激化により、「掛売り」への変更など、リスクを伴う決済方法を選択せざるを得ないケースが増加。それに伴い債権回収が重要な課題となってきている。昨今報じられている通り、中国国内の商業銀行の貸出に対する不良債権金額は増加傾向にあり(図表1)、中資系企業への販売に伴う債権回収についても、そのリスクマネジメントを真剣に検討すべき状況となっている。

【図表1】商業銀行の公表不良債権の推移



(資料) 中国銀行業監督管理委員会「商業銀行主要監督管理指標状況表」

中国国内における決済方法とリスク

こうした販売先からの代金回収リスク、および回収の確実性向上を検討する上で重要なのが、各種決済方法の内容をしっかりと理解することである。まずは、中国国内で一般的に使用される決済方法について順に触れていきたい。

図表2は、中国国内の一般的な決済方法を、販売する側から見た代金回収（不払い）リスクの大小に応じて順に A から E に並べたものである。

まず A「現金決済（前受・引換決済）」は当然ながら最も回収リスクが低い。また、E の「ユーザンス付き送金決済」とは掛売りのことであり、支払期日に販売先からの支払いを受けるまで販売先の支払リスク、ひいては信用リスクにさらされるため、最もリスクの高い決済方法である。これらは中国国内に固有の決済手段ではなく、クロスボーダーでの売買を含め広く一般に用いられる決済手段である。

次に B「銀行引受為替手形」および D「商業引受為替手形」であるが、これらは販売先が期日決済をするための為替手形を発行する点では同様であり、いずれも中国での商業手形（商業汇票）に属する。

しかしながら、B「銀行引受為替手形」は当該手形に対して銀行が期日支払を保証する（引き受ける）ため、相対的に安全性が高いと言える（図表3）。ま

【図表2】中国における決済方法とリスクの所在

決済方法		リスクの所在
A	現金決済 (前受・引換決済)	—
B	銀行引受為替手形	手形引受銀行
C	国内信用状	信用状発行銀行
D	商業引受為替手形	手形引受人 (通常はバイヤー)
E	ユーザンス付き送金決済	バイヤー



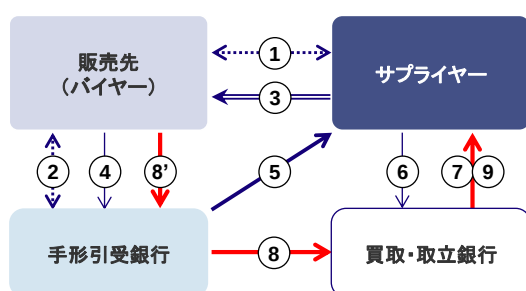
た、回収リスクの観点とはずれるが、銀行引受為替手形は手形割引による早期の資金化も幅広く行われており、資金調達的手段としても一般的と言える。

一方で D「商業引受為替手形」には銀行による保証がなく、販売先の支払拒絶や引き伸ばし、あるいは手形の不渡りといった販売先の信用リスクにさらされるため、回収リスクは高くなる。

こうしたリスクの違いから、発行される手形の件数としては現在、商業引受為替手形よりも銀行引受為替手形のほうが多いのが実態である。

また、特に商業引受為替手形については、中国の不渡り制度に対する罰則が日本に比べて緩いことも、信用度のある決済方法として認識されない一因と言える。罰則規定は強化されつつあり、現在は図表4のような内容となっているものの、依然として

【図表3】銀行引受為替手形の取引の流れ



- ① 売買契約
- ② 手形支払委託契約
- ③ 商品発送
- ④ 手形振出
- ⑤ 手形引受
- ⑥ 手形買取・取立依頼
- ⑦ (買取の場合)支払
- ⑧ 期日支払
- ⑨ (取立の場合)支払

【図表4】中国の手形不渡りに関する制度まとめ

罰金の賦課(中国人民銀行)

手形: 1日遅延につき額面の0.07%

小切手: 額面の5%《最低1,000元》

- ✓ 納付期限を過ぎた場合は1日につき罰金の3%を滞納金として加算、銀行に対して小切手取引停止が要求される

何度も理由なく支払拒絶等を繰り返す場合

- ✓ 銀行は手形割引等の取扱、更には一部または全部の支払決済業務取扱を中止できる

日本の手形交換制度における「6カ月以内に二号不渡りを2回起こした企業に対する銀行取引停止処分」のような厳しさには欠けている。

なお、中国では 2009 年より電子商業為替手形システムが稼動して以降、電子ベースでの手形の取り扱いが拡大している。これは、商業為替手形を電子記録債権としてインターネット上で管理するもので、従来の紙ベースの銀行引受為替手形および商業引受為替手形と同様、電子銀行引受手形と電子商業引受手形の2種類に分類されている。

14 年の振出件数・金額はそれぞれ、紙ベースの商業為替手形が 1,842.1 万件、19.3 兆元だったのに対して、電子商業為替手形は 84.5 万件、3.1 兆元となっている¹が、これは電子手形が偽造・盗難・紛失のリスクが少ないこと、裏書などの手形の不備による決済遅延・不能のリスクが少ないこと、更には手形の最長期間の違い²等のメリットにより、比較的金額の大きな決済を中心に電子手形の使用が増加しているためと考えられる。

最後に C「国内信用状」という決済手段が存在する。一般的に信用状 (Letter of Credit、L/C) と言えば、いわゆる2国間の貿易決済にて使用される、銀行が発行する支払確約書のことを指す。一方、中国における国内信用状は、文字通り中国国内の決済においてのみ使用される信用状で、未だ中国国内の支払決済全体に占める割合は小さいものの、近年取り扱いが増加している決済手段である。

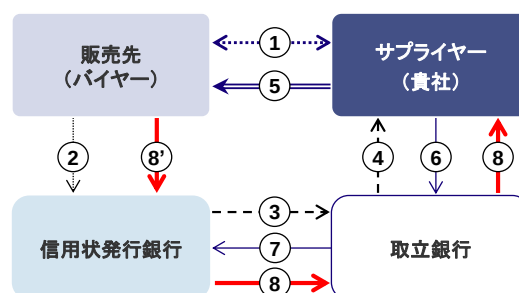
仕組みは一般的な貿易決済に使用される信用状と原則的には同じで、依頼人(バイヤー)の申請によ

りその取引銀行が発行し、信用状に定められた一定の期間内に、その信用状の条件を充足する書類を呈示することを前提として、受益者(サプライヤー)への支払いを信用状発行銀行が確約する決済手段である(図表5)。また、対象が中国国内の売買取引決済のみであるため、決済通貨は人民元のみである。

しかしながら、国内信用状については、一般的な信用状と比較していくつかのリスクが考えられる。

まず、信用状決済の拠り所となるルールに違いがある。一般的な信用状には、その多くが適用する国際ルールとして、国際商工会議所(ICC)が制定している信用状統一規則(UCP)がある。UCP は制定以降、何度か改定が行われており、最新版である UCP600 は 07 年改訂版である。これに対し、中国の国内信用状に適用されるルールは中国人民銀行の「国内信用状決済弁法」であるが、1997 年8月1日の施行以来一度も改定されていない。つまり、最新の国際ルールと比較して説明や定義にあいまいな点や

【図表5】国内信用状の取引の流れ



- ① 売買取約
- ② 信用状発行依頼
- ③ 信用状発行
- ④ 信用状通知
- ⑤ 商品発送
- ⑥ 書類呈示
- ⑦ 書類送付
- ⑧ (一覧払の場合)決済
(期日払の場合)支払確認書発行→期日到来時決済

¹ 出所: 中国人民銀行『中国金融穩定報告 2015』

² 従来の手形は最長ユーザンス期間が6カ月だったのに対して、電子手形の最長ユーザンス期間は 12 カ月

不十分な点が残っており、これらに起因するリスク、例えば書類一致の判断基準の認識が異なることにより書類呈示不備（いわゆるディスクレパンシー）と信用状発行銀行に判断され、決済不能となってしまうようなリスクをより多くはらんでいると考えられる。

また、一般的な信用状においては、呈示書類に船荷証券³が含まれることが多い。これは、貨物の引き取りに必須となる書類を受け取るためには、輸入者は信用状の決済をする（ユーザンス付き決済条件の場合には期日支払いの確約をする）必要があるため、貨物の持ち逃げリスクを回避する意味合いがある。他方、国内取引においては商品を陸送することも一般的にあるため、貨物の引き取りに必須となる証憑がないケースが多くなる。つまり、代金決済（ないし期日決済の確約）をしなくても販売先が商品を引き取れるため、こうした国内信用状を使用した決済であっても不払いとなるリスクを完全には排除できない⁴。

加えて、決済リスクの観点からは外れるが、決済における利便性についても課題が残る。詳しくは後述するが、送金決済や手形決済（特に銀行引受為替手形）には、支払期日以前に回収を行う、いわゆる早期資金化の手段がそれぞれ存在しており、中資系の銀行に限らず一般的に多くの銀行がそうした取引を提供している。これに比べ、国内信用状はその手段が非常に限られているのが実情である。

一般的な信用状であれば自社の取引銀行に買い取りを依頼することによって早期資金化が可能な

場合が多いが、国内信用状ではこうした買い取りはほとんど取り扱われていない。一部の中資系銀行が自行の発行した国内信用状についてのみ買い取りを取り扱っている程度である。そのため、期日支払いを受けるには取引銀行に取り立てを依頼する以外に選択肢がないケースがほとんどであり、この取り立ても、どの銀行もあまねく取り扱っているわけではない。したがって、現時点においては、特に手形決済と比較すると代金回収における利便性が低いと言わざるを得ない。

上記の通り、決済手段としては未だ発展途上にある国内信用状であるが、最近では従来の銀行引受為替手形から国内信用状に決済手段を切り替えたこととの相談を販売先から受けるケースが多くなっている。国内信用状の発行依頼人（バイヤー）である企業もその発行銀行も中資系であることがほとんどという現状では、この決済手段変更のインセンティブについては憶測の域を出ないが、（1）手形と異なり国内信用状は譲渡不能である⁵ため、裏書譲渡によって受取人が変わる手形と比較して支払先が誰であるかのコントロールが容易であることや、（2）国内信用状を銀行に発行してもらうために必要となる依頼人（バイヤー）の保証金が、銀行引受為替手形のそれに対して低率であること、また（3）自行発行のものに限定して国内信用状の買い取りを取り扱っている発行銀行であれば、決済の自行内での囲い込みにつなげやすいこと等が、発行依頼人（バイヤー）やその取引銀行におけるメリットの可能性として挙げられる。

次号掲載の後編では、代金回収リスクのヘッジ方法について紹介する。

³ 貨物の引き取りに際して当該貨物の所有権を証明できる有価証券。B/Lと呼ばれる。

⁴ ただし、一般的な信用状でも B/L 一部直送を許容する条件が含まれている場合等、必ずしもこうしたリスクが排除されていないケースもある。

⁵ ちなみに、一般的な信用状には Transferable L/C と言われる、譲渡が可能なものも存在する。



ASEAN 市場での販売拡大に 取り組む日系企業 ～インドネシア、ベトナムの現状から～

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

ASEAN を目指す日系企業の潮流が転換期を迎えている。製造業を中心に補完・代替拠点を求める従前のチャイナ・プラスワンはほぼピークアウトした半面、ASEAN マーケットでの内販を目指す傾向が強まっているのだ。こうした新たなプラスワンとも言える動きは、今後の日系企業動向における主流となり、ASEAN 各国の成長や AEC をはじめとする経済連携・規制緩和の進展、物流ネットワークの改善等により、さらに勢いを増すものと推測される。本レポートでは、日系企業の ASEAN 販売展開にかかる注力先として人気の高いインドネシアおよびベトナムについて、各国でいち早く内販ビジネスに取り組む日系企業の足元動向と課題を追いながら、今後の見通しについて考察する。

プラスワンは製造から内販へシフト

日本企業の ASEAN 進出を従前、後押ししてきた製造業におけるプラスワンは、中国および ASEAN 地域において一定の拠点配置が進んだこと、また ASEAN 域内における労賃上昇、および不安定な世界経済動向への懸念などを受け、2015 年までにほぼピークアウトしたものと推察される。一方で、じりじりと浮上してきたのが、新興各国を含む ASEAN 域内での内販を目的とした新たなプラスワンの動きだ。かねて日系企業の進出が進んでいたタイをはじめ、インドネシアやベトナムなど、人口が多い、すなわち潜在的な市場規模が大きい国を中心に、内販目的のプラスワンはここ数年、日系企業動向における主軸となっている。

ただし、ASEAN-FTA や AEC (ASEAN 経済共同体) 発足で一体感が高まりつつあるとはいえ、ASEAN は必ずしも一つの市場となったわけではなく、国民一人ひとりの可処分所得や市場の成熟度、宗教・文化・慣習の相違など、各国ごとに異なる多様なマーケットの集合体である。国ごとにばらつきはあるものの、外資サービス業の参入については概して規制が多い上に、品質や販促面では台湾や韓国、欧米など他国外資企業との、価格面では成長著しいアジア企業やローカルマーケットに根付いた地元企業との競争もある。特に成長途上にある国では、クオリティー重視の日本の製品・サービスが必ずしも消費者に受け入れられるとは限らず、実際に苦戦する日系企業は少なくない。

人気はインドネシア・ベトナム

そうした中、ASEAN の中で注力すべき国を検討するに当たり、真っ先に挙がる国の一つがインドネシアである。足元では景気低迷やルピア安など経済成長にかげりも見られるほか、一部の保護主義的政策や脆弱な物流、未発達な流通ネットワーク、そして発展途上国かつ島嶼国家ならではの多様性など、課題・障壁は多い。一方で、約 2.5 億人という ASEAN 随一の人口規模、また今後予想される中間所得者層の増加や、2050 年には GDP が日本と逆転するとされる経済成長への高い期待、さらには世界一の親日的な国民性など、デメリットを補い得るマーケット規模と潜在性は日系企業の長期的戦略からみて十分な魅力を有しているといえる。

もうひとつ、プラスワンの潮流において、製造・販売の両面で期待を集めているのがベトナムだ。製造業におけるプラスワン全体の動きとしてはピークアウトしたものの、ベトナムは安定した政治・経済と安価で豊富な労働力、親日的な国民性、さらには TPP 協定参加国であるという利点¹もあり、ASEAN 域内でも今なお製造業の新規進出・規模拡大において筆頭候補となる国の一つである。とはいえ、電気・電子部品や繊維など一部の製造業を除き、近年の外資進出の主流となっているのはやはり、同国内での販売拡大を展望した卸売・販売業である。外資企業による卸売・販売分野での進出についてはベトナムの WTO 加盟以降、昨年 7 月に実施された投資法・企業法改正までに

徐々に改善が図られ、課題はあるものの、法・規制面については一定の道が開かれている²。約 9,000 万人の人口規模や、若年層が多い人口構成、インドネシアの ASEAN 各国と地続きで、タイなど既に販売ルートを持つ中進国拠点との連携や、今後の成長が見込まれるカンボジアなど新興国への横展開を展望しやすいことも背景にある。

規模と潜在性の魅力尽きぬインドネシア

さて、インドネシアでは既に、二輪・四輪車や日用品、飲食などの分野で複数の日系企業が一定の内販事業を行っているが、取扱製品や事業形態、取り組み状況により、各社各様の課題がみられるのが現状だ。特に、インドネシアで特徴的なのは、島嶼国家で多様性を持つ市場ゆえの、市場分析の難しさである。同国での内販を展望する日系企業のほとんどが拠点設置場所と想定する首都、ジャカルタとその近郊はグレーター・ジャカルタと呼ばれ、全国の人口の約 1 割が集中するが、そのグレーター・ジャカルタだけをみても所得格差は大きい。国全体となればなおさらで、「2億 5,000 万人の人口があるとはいえ、広くすべての消費者に受け入れてもらうのは至難の業」(現地日系企業)なだけに、ターゲットの絞り込みが必須となる。

当然ながら、綿密なマーケットリサーチが大前提となるが、消費者の嗜好に合わせた製品の現地化が、かえって他社製品との競合を招き、販売が伸び悩むケースもある。また、それまで当地に

¹ TPP 協定とベトナムへの影響については、本誌第 50 号「TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響」および「TPP 協定による小売業規制の大幅緩和」を参照されたい。

² ベトナムでの当該分野への進出については、本誌掲載の「ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点」を参照されたい。

存在しなかった新たな商品・サービスはなかなか受け入れられにくい傾向が見られる一方で、既存のマーケットに安易に迎合するのではなく、地道に販路を切り開き、消費行動や生活習慣の変化を促しつつ、消費者の認知をいち早く得ることで、より大きな先行者利益を享受できるという側面もある。未開拓かつ成長市場ならではの新たな製品・サービス投入の可能性、また人口が豊富であるため、ターゲットをある程度絞っても一定の顧客層が見込めるという人口大国ならではの利点は見逃せない魅力の一つだろう。

そうした同国市場に挑戦する上で、先行する日系企業が共通して挙げるキーワードは、現地パートナーとの連携の重要性である。現状、全国を網羅する大手ディストリビューターが存在しないため、自社で販路を開拓するのではなければ、既にある程度のネットワークを築き発言力も強い地場の大手財閥系メーカーなどと提携し、パートナーの有するネットワークを活用する形で販売網を広げていくことが、販路拡大の主な手段となっている。とはいえ、パートナーとなる地場企業の主要ビジネ

スや規模、地域性、方針などにより、流通網にうまく乗らない、あるいは想定していた助力が得られないなどのケースも散見され、パートナーの慎重な見極めが必要となるようだ。

外資企業にとってはハードルの高い同国市場ではあるが、2014 年より強化された外資企業に対する規制がこのほど、緩和の方向に転じたことは、新規進出やビジネス拡大への強力な追い風になると見られている。例えば、外資卸売企業は先の規制強化で出資比率上限が 100%から 33%に引き下げられ、同国でのビジネス拡大を目指す日系企業に進出を思いとどまらせる主因となっていた。しかし、今年2月の経済政策パッケージ第 10 弾で発表されたネガティブリスト(外資投資比率規制)改正案では、これを 67%まで引き上げ、レストランや冷蔵倉庫では上限が撤廃される方向となっている(表1)。インドネシア政府が景気てこ入れに向け、外資導入に積極的な姿勢をとる方針が示されたことで、これまで足踏みしていた外資サービス業の進出が一気に加速しそうだ。

【表1】インドネシア ネガティブリスト改正案の概要

分野	現行	改正案	分野	現行	改正案
陸上旅客輸送	0%	49%	映画配給	49%	100%
高圧電力設備据付	0%	49%	ゴム原材料加工	49%	100%
ヘルスサポート	0%	67%	民間博物館	51%	67%
映画館運営	0%	100%	ケータリングサービス	51%	67%
卸売・販売	33%	67%	会議・展覧会	51%	67%
倉庫	33%	67%	研修旅行	51%	67%
冷蔵倉庫	33%	100%	レストラン	51%	100%
職業訓練	49%	67%	建設コンサルティング*等	55%	67%
旅行代理店	49%	67%	通信ネットワークプロバイダー等	65%	67%
ゴルフ場	49%	67%	製薬原材料	85%	100%
空港管理サービス	49%	67%	有料道路	95%	100%
スポーツ施設	49%	100%	通信機器検査等	95%	100%

*100億ルピア超のプロジェクトのみ。

(注)16年3月末時点で、当該リスト改正にかかる正式な法令は公布されていない。

(資料)現地報道等をもとにみずほ作成

入念な調査とパートナー選びがカギ

ベトナムでも、課題となるのはやはり、現地で
の販路開拓だ。まず、地場の卸売業者は無数に
あるものの、それぞれの規模が小さく、取り扱う製
品やサービス、ネットワークを持つ地域を限定し
ているケースが多い。このため、北から南まで全
国規模の販売網を構築するには、複数の1次卸、
さらに多くの2次卸を開拓・管理していく必要があ
る。また、社会主義国ということもあり、ボリュー
ムゾーンに見合う手ごろな価格帯の汎用品は概ね、
大手国有メーカーを中心とした地場企業の商品で
ほぼ占められており、新規進出の日系企業は挑
戦しにくい状況にある。

そこで重要な役割を果たすのがインドネシア同
様、現地でのパートナーとなるが、提携するパー
トナーの経営方針や取り組み如何で業績が左右
されることも少なくないようだ。新規進出やビジネ
ス拡大を念頭に置いた市場調査などを目的に、
試験販売や販売促進イベント等を試みようとする
ケースも多いが、同国では概してホールセラー側
の発言権が強い。このため、効果を挙げようとす
れば自ずと、「メーカーやサービス会社側が販促
にどこまでコストをかけられるか、本気度が図ら
れることになる」(現地卸売企業)という。

また、当地市場の特性にも留意が必要だ。同じ
ベトナムでも北部と南部で消費傾向が大きく異な
ることのほか、中国や ASEAN 各国と地続きの同
国では、非正規ルートで持ち込まれた並行輸入
品や中古品が国内市場に多く流入している。この
ため、市場での最大のライバルが自社製品の並
行輸入品という笑えない話もあり、進出前のリサ
ーチで入念に確認する必要があるだろう。

おわりに

ASEAN マーケットを目指す日系企業の動きは、
本リポートで取り上げたインドネシアやベトナムに
限らず、さらに拡大・加速して行くものと推察され
る。卸売、小売、飲食をはじめ、保険や IT 関連な
ど日系企業が強みを持つサービス分野は多く、各
国の成長に伴い、現地のニーズもますます高まっ
ていくこととなろう。他方、上述の通り、ASEAN 各
国の市場は一律ではなく、国や地域毎の特性にあ
った取り組みが必要とされる。綿密な事前調査と、
それに基づく現地パートナーやディストリビュー
ターの選定はもちろん、自社がそのマーケット
にどう取り組んでいこうとしているのか、事業戦略
が問われている。



【India】インドビジネス最新情報 第 19 回

2016 年度インド政府予算に伴う 税制改正

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

今年も2月末日にインド政府予算が公表された。昨年の政府予算での財務大臣のスピーチでは物品サービス税 (Goods and Service Tax、以下「GST」)の導入時期を 2016 年4月1日と明言したが、今回の予算では物品サービス税に関する言及はなかった。同法の4月1日からの導入はないと考えられる。一方で今回の予算では、「Start-up India」、「Housing for all」などのキャッチコピーのもと、税制優遇措置の方針を変更している。また経済協力開発機構(OECD)が昨年公表した BEPS(税源浸食と利益移転)に関する報告書に基づいた国際税務に関する改正が盛り込まれている。本稿では今回の税制改正に関して主要なポイントを説明する。今回の税制改正は、各項目で記載がない限り直接税については4月1日、間接税については3月1日より発効する。なお、2月末でのインドルピーの為替換算レートは 100 円= 60.78 ルピーである。

1. 個人所得税

今回の個人所得税に関する改正は少ない。主な改正点として追加税(サー・チャージ)の税率が 12%から 15%に引き上げられたことである。追加税は課税所得の合計額が 1,000 万ルピーを超える場合に所得税額を基礎として課税される税金である。個人所得税の基本税率および超過累進課税方式

による算出方法に変更はない。個人所得税に関する実効税率は下表1の通りだ。

表1: 個人所得税の実効税率(高齢者等を除く)

課税所得 課税所得合計	1,000 万 ルピー以内	1,000 万 ルピー超
25 万ルピー以内	Nil	Nil
25 万ルピー超、 50 万ルピー以内	10.3%	11.845%
50 万ルピー超、 1 百万ルピー以内	20.6%	23.690%
1 百万ルピー超	30.9%	35.535%

※実効税率は、基本税率に教育目的税等3%、追加税15%を加味したものである。

また今回の税制改正により、配当所得に対する課税が新設された。企業より配当金の分配を受けた個人は、当該配当所得の金額が 100 万ルピー超の場合には 10%の税金が課される。なお、インドにおいては配当分配税が規定されており、企業が配当を行う行為自体に対しても実効税率 17.304%の課税が行われているが、この配当分配税は引き続き有効である。

2. 法人所得税

①法人所得税本税

今回の法人所得税に関する改正のポイントの1つが起業支援を目指した税制優遇措置「Start-up

India」である。創業間もない企業で一定の条件を満たす場合や、小規模な企業に対しては優遇措置が強化されており、法人所得税本税に関しては、前年度の売上高が 5,000 万ルピー以下の企業（小規模企業）の場合には法人所得税率が 29%になる。また 16 年3月1日以降に設置された製造業企業で、他の税制上の優遇措置を利用していない企業（新規設立製造企業）の場合には同税率 25%と軽減された税率の適用が新設された。なお、その他の内国企業、外国企業に関しては法人所得税本税に関する変更はなく、また追加税、教育目的税等に関しても変更はない。参考までに現在の法人所得税率は表2の通りとなる。

表2: 法人所得税本税の税率

企業の種類	法人所得税率
内国企業	
小規模企業	29%
新規設立製造企業	25%
その他の内国企業	30%
外国企業	40%

- ❖ 内国企業に関して課税所得が 1,000 万ルピーを超える場合には7%の追加税が発生し、1億ルピーを超える場合には 12%の追加税が発生する。
- ❖ 外国企業に関して課税所得が 1,000 万ルピーを超える場合には2%の追加税が発生し、1億ルピーを超える場合には5%の追加税が発生する。
- ❖ 内国企業、外国企業ともに教育目的税等3%が課される。

②所得控除

法人所得税に関する所得控除についても「Start-up India」の政策に関連して新設された。技術、知的資産に関連する一定のスタートアップ企業を対象として 19 年3月 31 日までにビジネスを開始した場合、当初5年間のうち任意の連続する3年間について納税者の利益の 100%分の所得控除が付与される。ただし、財務大臣のスピーチにおいて最

低代替税(MAT: Minimum Alternate Tax)が適用されることが明言されているため、当該所得控除を考慮して事業計画を策定する場合には留意が必要である。

また政府は「Start-up India Action Plan」として、スタートアップ企業が組成されやすい環境を整備する計画を打ち出している。その一環として、スタートアップ企業へのファイナンスの目的で、4年間に年間 250 億ルピーの出資を目指す投資ファンドを設置することが検討されている。この投資ファンドに関連して、投資家がスタートアップ企業への拠出を目的として長期投資を行う場合、キャピタルゲイン課税が免除されることが規定された。

「Start-up India」以外にも「Housing for all」というすべてのインド国民に住居を与えるための政策を推進するため、住宅建設プロジェクトに関してもインセンティブを規定している。一定要件を満たす住宅建設および開発プロジェクトに関して、19 年3月 31 日までに当局の承認を得た場合には、利益の 100%分の所得控除が認められる。

インド政府はこれらの政策に基づき新たな所得控除規定を設置する一方で、従前の所得控除の廃止に関する方針を以下の通り打ち出している。

- 利益、投資、地域を基礎とした所得控除規定は今後、段階的に廃止
- 廃止が決まっている規定に関して、今後、廃止日の変更は行わない
- 廃止日が決まっていない税制優遇に関しては、17 年3月 31 日以降に活動の開始、または申請を行う場合には利用できない

- 17年4月1日以降、所得控除は効力を有さない

今回、公表された方針に従い、具体的に一部の所得控除規定については廃止日が公表された。所得税法 35CCD 条において一定のスキル開発プロジェクトに関しては支出額の 150%の所得控除が認められていたが、20年4月1日以降、当該所得控除は利用できない。また、所得税法 80IA 条、80IAB 条、80IB 条において特定の産業事業体に対して一定の所得控除が認められており、現在の生産に関しては変更ないが、17年4月1日以降の生産に関しては所得控除が認められない。このほか、所得税法 32 条のもとで、特定の産業セクターにおいて一定の設備等の取得原価の 100%までの加速度減価償却が認められていたが、17年4月1日以降は加速度減価償却の上限が 40%に制限されるなどである。

③国際税務

冒頭でも述べたが OECD が BEPS (税源浸食と利益移転)に関する報告書を昨年公表した。これは税金の国際間の調整、適正化を目的としており、本稿で詳細は言及しないが、15 の行動計画が示されている¹。インドにおいても、今回の政府予算において当該行動計画に基づいた税制改正が提案された。

<移転価格に関するドキュメントの強化>

BEPS に関連する税制改正のなかで最も近々での対応が必要と考えられる改正が、移転価格に関するドキュメンテーションの強化である。16 年4月1

日以降に開始される税務年度より、多国籍企業グループ全体の前年度の連結収益が約8億米ドル (539 億 5,000 万ルピー)を超える場合には次の資料が要求される。なお、日本においても平成 28 年度の税制改正において、グループ全体の前年度の連結収益が 1,000 億円以上の場合には、以下のマスターファイルおよび国別情報の報告書の作成が 16 年4月1日以後に開始する事業年度より要求されている。

- ✓ 多国籍企業のグループ企業に関連する標準化された情報が含まれるマスターファイル
- ✓ インド法人の重要な取引に関するローカルファイル
- ✓ 多国籍企業の収益、税金および経済活動などに関する国別情報の報告書

これらの資料のうち、マスターファイルおよび国別情報の報告書は多国籍企業グループの親会社を作成し税務当局に提出することが要求され、原則としてインド子会社によるインド税務当局への提出は要求されない。しかし、インド税務当局が国を通して資料の提供を受けることができない場合などには、企業がインド税務当局に対してもこれらの書類を提出する必要があると考えられる。

また、ローカルファイルに関しては、既存の移転価格に関する書類と同様の書類とインドにおいては考えられている。すなわち関係企業間取引が存在する場合には、確定申告時に関係企業取引に関する概要を記載し、会計士証明を付して電子申告を行う必要があり、また取引総額が年間 1,000 万ルピーを超える場合には、取引価格の妥当性に関す

¹ 編注：当該行動計画については、本誌第 50 号掲載の関連記事「税源侵食と利益移転～BEPS 行動計画～」を参照されたい。

る根拠を社内のコンプライアンス部門と準備しておくことが必要である。

<特定のオンラインサービスに対する課税>

インドの居住者またはインドに恒久的施設(PE: Permanent Establishment)を持つ非居住者が、インド国内にPEを持たない非居住者に提供される特定のオンラインサービスなどに関しては、前年度のサービスの対価が10万ルピー以下の場合を除き、当該サービスの対価の6%が課税される。ただし本改正に関しては、導入時期などの詳細なガイドラインは別途公表される。

<知的財産権の利用による収益への課税>

知的財産の法的所有者がインド法人ではない場合においても、知的財産の実質的な研究開発がインドにおいて行われ、インドにおいて登録されている特許等から生じた収益(ロイヤリティーを含む)に関しては、収益総額の10%の課税が行われる。本規定は16年4月1日より発効する。

<非居住者に対する源泉徴収税>

本改正はBEPSとの関連ではなく、実務と制度の乖離を是正するための改正である。インドでは技術支援サービスなどの契約が締結された場合には、源泉税の徴収が要求される。当該源泉徴収税の税率は、税務番号を持たない場合には20%の下限税率が設定され、20%以上の税率の適用が要求される。今回の改正では、本規定において非居住者が適用除外となる旨が定められた。ただし、非居住者であることを示す書類の取得が必要であり、詳細な必要書類は今後当局より通知される。なお、インドにおいて収益取引が行われた場合には確定申告

が必要となり、確定申告を行うためには税務番号が必要となることに留意されたい。

3. 間接税

①関税、物品税、サービス税

間接税に関連する改正の多くは個別の物品に対する各種間接税の免税範囲の変更または税率の変更であった。本稿においては個別の物品ごとの改正については省略し、主要な改正のみ説明する。まず基本関税の税率に関しての変更はなく10.3%(実効税率)が引き続き適用される。

物品税に関しては基本物品税12.5%に変更はないが、個別にInfrastructure Cessが新設され、またClean Energy Cessが増税された。Infrastructure Cessは16年3月1日より自動車に関して課される追加税で、①全長が4m以下で排気量が1,200cc以下のガソリン、LPG、CNG自動車は1%、②全長が4m以下で排気量が1,500cc以下のディーゼル自動車は2.5%、そして③他の大型車、SUVなどは4%が適用される。Clean Energy Cessは石炭、亜炭、泥炭などに対して課される追加税であり、1トン当たり200ルピーから400ルピーに増税された。

サービス税については16年6月より0.5%のKrishi Kalyan Cess(追加税)が加算され、実効税率が従前の14.5%から15%に増税される。

②物品サービス税(GST)

冒頭でも述べたが、前年度の政府予算案公表時の財務大臣のスピーチにおいて16年4月1日よりGSTの導入が宣言されたが、今年度においてはGSTへの言及はなかった。GSTを導入するためには憲法改正が必要であり、下院、上院の双方での

可決が要求される。下院においては 15 年5月に可決したが、上院においてはモディ政権が率いる与党が過半数の議席を有していないため、15 年の夏季国会、冬季国会の両会期においても可決には至らなかった。現状では憲法改正案が上院を通過するまで不透明な状況と言わざるを得ず、引き続き今夏の国会が注目される。



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
 エス・シー・エス国際会計事務所
 Corporate Catalyst (India)
 Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【Vietnam】

ベトナムにおける最新の外資商社・ 販売会社設立手続きと 実務上の留意点

ダン ゴック ティー I-GLOCAL Co., Ltd.

1. はじめに

ベトナムは WTO 加盟時の公約に基づき、2009 年より外資 100%による商社および販売会社の設立を認めてきた。しかし実務上は、ライセンス発行審査の際に多くの管轄機関が関連することや、許可される商品の制限等によって、商社や販売会社設立のライセンス申請は難易度が高い状況が続いている。背景には、製造業や IT 関連企業と異なり、商社や販売会社は技術や雇用をベトナムに創出しないため、外資企業には容易に開放したくないというベトナム政府の本音があるのだろう。

昨年、ベトナムへの投資や企業活動の環境を改善することを目的¹に、企業法と投資法が改正された。多くの投資家や外国企業は法改正によって会社設立の難易度が下がり、手続きがスムーズに進むようになると期待していたが、実際には法律が有効となった 15 年7月から半年以上たっても、状況は改善されるどころか、逆に多くの課題が出てきたことでより不透明になっており、その顕著な例が商社や販売会社の設立である。本レポートでは、企業法と投資法の改正による影響を踏まえたうえで、最新の商社および販売会社の設立の手続

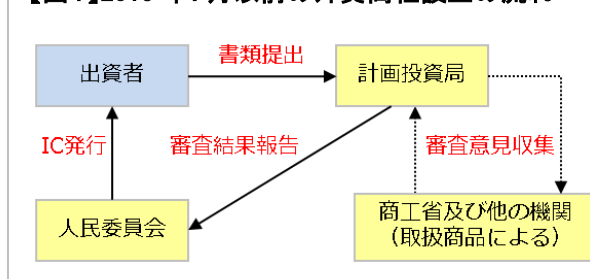
きと留意点について説明する。商社も販売会社もベトナムの会社設立においては同等に扱われるため、以後、両者を総称して商社という。

2. 最新の外資商社設立手続き

(1) 2015 年7月以前の外資商社設立手続きのまとめ

15 年7月以前の外資会社設立申請の場合、旧投資法および旧企業法に基づいて投資証明書（Investment Certificate、以下「IC」）の発行申請手続きが実施されていた。IC は投資証明書と同時に、企業登録証明書と同等の価値も有していた。IC の発行機関は地方の人民委員会であるが、商社設立申請の場合は、人民委員会の審査前にハノイにおける商工省の審査意見を得る必要があった。また、商工省だけではなく、取扱商品が特殊（化学品、農薬品、薬、建材など）な場合、そ

【図1】2015 年7月以前の外資商社設立の流れ



¹ 改正企業法と改正投資法の展開に関する 2015 年 8 月 7 日付け政府の議決 59/2015 による。

の専門管轄機関(農村発展農業省、医療省、建設省など)にも審査の可否について意見を得ていた(前頁図表1)。このように、多くの政府機関に関連しているため、商社の IC 取得には通常3~4カ月程度を要していた。

(2)2015 年7月以降の改正企業法と改正投資法による一般の会社設立手続き

15 年7月施行の改正投資法と改正企業法により、外資企業設立の場合、IC に代わって下記二種類のライセンス申請手続きが求められている。

- ① 投資登録証明書(Investment Registration Certificate、以下「IRC」)

- ② 企業登録証明書(Enterprise Registration Certificate、以下「ERC」)

IRC とは、外国投資家のベトナムにおける投資案件実施に対する許可の証明書である。ERC とは、IRC で許可された投資案件を実施するための企業設立の証明書である。簡単にいうと、一つのライセンスであった IC が二つのライセンスに分けられた。目的は、ERC の発給によって、外資企業でもベトナムローカル企業と同様に法人情報を国の企業登録情報ポータルサイトに登録・管理し、税務管理システムとリンクさせることである。IC 発給制度と、IRC および ERC 発給制度の比較を下記図表2にまとめた。

【図表2】IC 発給制度と、IRC および ERC 発給制度の比較

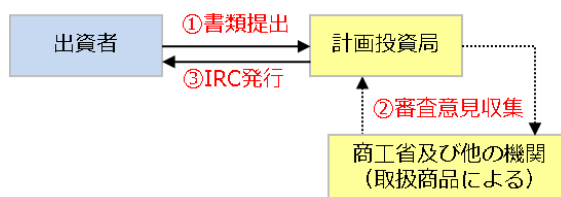
	2015 年 7 月以前	2015 年 7 月以降	
ライセンス名	IC	IRC	ERC
ライセンスの位置づけ	投資承認兼法人設立承認	投資承認	法人設立承認
記載される内容	企業登録情報(社名、住所、法人形態、資本金、法的代表者、事業内容)および投資案件情報(投資案件名、投資実施場所、投資活動内容、総投資額、活動期間、投資条件)	投資案件情報(投資案件名、投資実施場所、投資活動内容、総投資額、活動期間、投資条件)	企業登録情報(社名、住所、法人形態、資本金、法的代表者)
発行機関	人民委員会あるいは工業団地管理委員会	投資計画局に属する投資部あるいは工業団地管理委員会	投資計画局に属する企業登録部
申請プロセス	資本金の規模と投資分野により、IC の申請プロセスは①首相の承認プロセス、②審査プロセス、③登録プロセスに分けられる。(商社設立は②に該当)	投資分野より、①国会の事前承認プロセス、②首相の事前承認プロセス、③人民委員会の事前承認プロセスと④事前承認不要プロセスに分けられる。(商社設立は④に該当)	企業登録プロセスのみ
法律上の役所の処理期間	① 55 営業日以上(首相の承認プロセスの場合) ② 43 営業日以上(審査プロセスの場合) ③ 15 営業日(登録プロセスの場合)	① 40 営業日以上(首相の事前承認プロセスの場合) ② 35 営業日(人民委員会の事前承認プロセス) ③ 15 営業日(事前承認不要プロセス)	3 営業日

(3) 2015 年 7 月以降の商社設立手続き

商社設立申請の際は上記の通り、まず投資の許可を得るため IRC を申請し、IRC が発行された後に法人設立のため ERC を申請する。改正投資法によると、国会・首相・人民委員会の事前承認が必要な投資案件でなければ、申請書類に不備がない場合 15 営業日以内に IRC が発行される。また、改正投資法の実行案内である政令 118/2015/ND-CP によると、IRC 申請の際、これまで投資登録管轄機関は申請された各投資事業に関して、投資計画省やその他関連機関への審査意見の収集を行うことで多大な時間を要していたが、今後はベトナムの WTO 加盟条約に従い、WTO 加盟条約に規定がない部分のみ関連機関へ審査意見収集を行うことが規定されている。従って、WTO 加盟条約に外資に対する開放が明記されている商社の申請は、国会・首相・人民委員会の事前承認が必要な投資案件から外れ、今後は商工省や関連機関への審査意見収集が不要となり、15 営業日以内に IRC が発行されると解釈されている。しかし、外資の商社設立の際に商工省の審査が必要との規定（外資企業の商品売買および商品売買にかかる活動に関する商法の細則を規定した 07 年 2 月 12 日付政令 23/2007/ND-CP）はまだ有効であるため、現状は今まで通り IRC の発行のためには商工省をはじめ、関連機関の審査が必要である。つまり、新投資法は投資家にとって有利な規定になっているが、政令 23 が改正されない限り、商社申請には以前と変わらず多くの管轄機関の審査が発生し、かつ二つのライセンス申請が必要となるため、より多くの時間を要する状況が続いてしまっている（図表 3）。

【図表3】2015 年 7 月以降の外資商社設立の流れ

ステップ①：IRC 申請



ステップ②：ERC 申請



3. 商社設立における現状の課題

(1) HS コードの制限

15 年 7 月以前、外資系商社ライセンス(IC)申請時には商品の種類だけではなく商品の HS コード(10 桁の商品の輸出入統計品目コード)の最初の 4 桁を明記する必要があった。そして、商社設立後には、ライセンスに記載された HS コード以外の商品を取り扱うことができなかった。15 年 7 月以降は改正企業法により、企業は禁止されていない事業内容について、自由に活動する権利が認められることとなり、ERC 上は事業内容の記載がなくなっている。従って、15 年 7 月以降は、外資系商社に対する商品の HS コードの縛りがなくなると期待された。

しかし、本稿 2(2)の通り、外資企業の場合は先に IRC の申請が必要で、IRC は依然として商工省の審査を要するため、IRC 申請時に HS コードの記載が求められているのが現状である。ただし、法律に規定はないが、以前は申請時の HS コード(4 桁)は 50 個までという不文律があったが、現在は HS コードの数により申請に要する時間や難易度の変動はない。このため、IRC 申請時には、将

来的に取り扱う可能性のある商品も含めたすべての HS コードをリストアップして申請することをお勧めする。

一方、HS コードの数ではなく、HS コードの内容そのものによって申請に要する時間と難易度は変動する。WTO 加盟に対するベトナム作業部会の報告第 146 段落において、WTO 加盟後、すべての外国企業および個人は、ベトナムの管轄官庁に登録さえすれば、同報告書 8(a)「輸入品開放のロードマップ」、8(b)「輸出品開放ロードマップ」、および 8(c)「国営商社企業向けの商品」表で制限されている品目以外は、輸出入が認められる。しかしながら、ベトナム商工省の指導により、各管轄機関は商工省発行の「輸入を奨励しない商品リスト」および「ベトナム国内で生産可能な設備・材料リスト」に基づき、取扱商品の認可を行っている。そのリストに該当する商品を申請する場合、当局に何度も追加説明を要求され審査に時間がかかり、最終的に認可されないケースもある。従って、申請の前には、申請予定の HS コードがこのリストに入っているか否か、また、入っているのであればそれが本当に必要な HS コードか否かを事前に調査・検討することをお勧めする。

(2) 店舗の展開の制限

法令上は、外資商社の店舗設立申請の場合、店舗設立許可書を別に申請する必要があるが、商社ライセンスを初めて申請する際、小売店舗（1店舗のみ）の設置をあわせて申請することが認められている。しかし、実務上は、店舗に関する書類（賃貸契約書および物件所有者に関する書類等）の提出が必要であり、また、投資計画局は店舗設立の可否に関して関連機関（交通管理

機関、店舗所在地の人民委員会等）に審査意見を聞くため、商社ライセンスの取得自体にも影響を与えてしまう。そのため、店舗設立を申請せず、商品を一時的に倉庫に保管し、その後、直接顧客に輸送するケースが多い。

また、従来の規定では外資系小売業が多店舗展開を進める場合、2店舗目以降の出店については、出店希望地域における既存小売店舗数・市場の安定性・人口密度・地域の開発計画との整合性等の判断基準（Economic Needs Test、ENT という）により、その可否を地方の人民委員会が判断するとされている。一方、13 年6月7日より有効となった通達 08/2013/TT-BCT により、2店舗目以降の出店予定地が省・中央直轄都市であり、販売活動のために計画されるインフラが整備されている地域であれば、500m²未満の面積の店舗に対しては ENT を免除する規制緩和がなされている。しかし、その場合でも2店舗目に対して小売店舗設立許可書の申請が必要で、申請書類には ENT と同様の内容（市場のニーズ・市場の安定性・人口密度・地域の開発計画との整合性等）について説明し、商工省の承認が必要となっているため、事実上、規制緩和されておらず、申請書類の作成や商工省等の役所対応等、ハードルの高い作業が必要となることに留意されたい。

(3) 資本金の出資期間

改正企業法では、有限会社の資本金は、設立してから 90 日以内に払い込む必要があると規定されている（以前は3年間であった）。一方、90 日を超えても出資完了しない場合はどのように対応するかについて明確な規定がないため、実務上、90 日を超えて資本金を払い込んだ場合、銀

行が入金を認めないケースもある。このため、IRC と ERC の取得後は、速やかに資本金送金手続きをされることをお勧めする。

(4)活動期間

ベトナム改正投資法では、投資案件の活動期間は 70 年までとされ、投資家は投資案件の活動期間を選択する権利があると規定されている。しかし実務上は、商社をはじめとする非製造業は、投資額や労働者数が製造業に比べて少ないため、投資局の独自の判断により IRC 上の活動期間を投資家希望期間よりも短縮して許可するケースが多い。過去には3年や5年という非常に短い期間のみ許可された事例もあったが、最近では 10 年～20 年が一般的である。

(5)既に設立された商社機能を持っているベトナム企業への投資、持分・株式譲渡の際の手続き

自社で 100%子会社を設立するより、既に販売チャンネルを持っているベトナム企業に投資、あるいは持分・株式の取得を検討する投資家も増えている。ベトナムローカル企業の設立場合は、企業登録証明書(ERC)のみ取得すればよい。また ERC 上には事業内容の記載が無いため、活動したい事業を投資局に届け出ればよい。そこで、このようなベトナム企業に投資あるいは持分・株式取得を実施する場合に、外資系企業という扱いになり IRC 申請が必要となるかどうか注目されている。

改正投資法の施行細則である政令 118/2015/ND-CP の第 46 条によると、商社機能を持っているベトナム企業への投資、持分・株式取得を実施する場合、IRC の申請は必要ないが、株

主・出資者変更手続きを行う前に、本投資と持分・株式取得を実施できるよう登録手続きが必要となる。改正投資法と政令 118/2015/ND-CP により、この登録手続きの申請書類は下記とされている。

- ・ ベトナム企業への投資、持分・株式取得の登録申請(所定フォーム有)
- ・ 外国投資家の登記簿謄本および法的代表者のパスポートの公証コピー

規定上、上記の書類を受理してから 15 営業日以内に投資局は認可の可否についてレターを発行する。許可レターが発行された場合、該当ベトナム企業は出資者・株主変更の手続を実施すればよい。そのため、外資商社新設のための IRC 申請より、既存のベトナム企業への投資の方が簡単であるように見える。しかし、実際に許可された事例はない。また、投資局へ問い合わせても、「許可レター発行の前には商工省の承認が必要」、「新たに販売活動のための経営許可書を取得する必要がある」など、担当者によって回答は異なっている。従って、本スキームで投資を進める場合は、管轄の投資局に慎重かつ入念に意見を確認しながら実施することを強く推奨する。

4. おわりに

ベトナムにおける商社ライセンス取得の現状の実態を可能な限り説明した。TPP 加盟によりベトナムがより魅力的な投資先として注目される一方で、ベトナム国内の法律の整備不足や、法律と実際の運用があまりにも乖離しているため、外国企業の進出の足かせになってしまっており、そのような状況を解決するための新たな規定や運用の改善が期待される。しかし、市場として潜在力の

高いベトナムへ早期の進出を検討する企業にとっては、さらなる法改正や運用の改善を待つ余裕は当然ながら無い。そのため、従来から存在する取扱品目制限などの問題や、法改正による影響など、本リポートで説明したような現状の課題を可能な限り把握したうえで、ライセンス取得申請を進めることをお勧めする。

※ 参考文献

- ・ ベトナム WTO に対するサービス関連保証表
- ・ 2014 年投資法 67/2014/QH13(「改正投資法」)
- ・ 2014 年企業法 68/2014/QH13(「改正企業法」)
- ・ 2014 年投資法 67/2014/QH13 の実行案内である政令 118/2015/ND-CP
- ・ 外資企業の商品売買および商品売買に係る活動に関する商法の細則を規定した 2007 年 2 月 12 日付政令 23/2007/ND-CP



DAM NGOC THY
(ダン ゴック ティー)

I-GLOCAL CO., LTD.
コンサルタント



ホーチミン市国家大学人文社会科学大学日本語学科及びホーチミン市法律大学卒業。在学中、交換留学生として京都ノートルダム女子大学に1年間留学。08 年より I-GLOCAL CO., LTD. に参画。日本企業のベトナムへの進出の支援や現地の日系企業の法務、人事労務、税務コンサルティングに従事。



【Taiwan】

台湾における統一発票の種類と発行時期

伊藤 潤哉 フェアコンサルティング 台湾

1. はじめに

台湾には統一発票という台湾政府が管理するインボイスが存在し、台湾に関連するビジネスに際しては必ず取り扱うものとなります。また、ビジネスの中だけではなく、コンビニエンスストアや飲食店等から受け取る統一発票等、接する機会も多いものですが、種類がそれぞれで異なっています。本稿では統一発票の種類およびその発行時期を解説し、統一発票への理解を深めたいと思います。

2. 営業者の分類

台湾には複数の統一発票が存在しますが、これらの違いを説明するためには台湾の営業者の分類の理解が不可欠です。台湾の營業税法第4章では、營業税額の計算方法を一般税額と特殊税額の2つに区分しており、さらにその中で営業者を以下の通り分類しています。

【一般税額で計算する営業者】

- ① 専営應税營業人(下記②を除く通常取引を行う営業者)
- ② 専営免税營業人(營業税法第8条および第8条の1の免税取引を専門に行う営業者)

- ③ 兼営營業人(上記①と②の取引が混在する営業者)

【特殊税額で計算する営業者】

- ④ 金融各業
- ⑤ 特殊飲食業
- ⑥ 小規模營業人等
- ⑦ 農産物卸市場の仲買人等

統一発票は上記の営業者の分類等に応じて、使用する種類が異なることになります。なお、本テーマとは直接関係しませんが、營業税の申告に際して作成する營業税申告書にも複数の種類が存在し、上記の分類が重要となります。例えば、「①専営應税營業人」が使用する申告書は最もポピュラーな 401 申告書であり、それ以外にも、「②専営免税營業人」が使用する 403 申告書、「⑤特殊飲食業」が使用する 404 申告書等が存在します。

3. 統一発票の種類

上記の解説を踏まえ、統一発票はその使用者や用途により以下の種類が存在します(種類等は、中国語名そのままの名称で解説します)。

【統一発票の種類】

種類		使用者	購入者	用途
三連式統一発票		・専営應税営業人 ・専営免税営業人 ・兼営営業人	・営業者	物品の販売、役務提供を一般税額により計算する際に使用
二連式統一発票		・専営應税営業人 ・専営免税営業人 ・兼営営業人	・非営業者 ・国外の企業 ・個人	物品の販売、役務提供を一般税額により計算する際に使用
特種統一発票		・特殊税額営業人 ・兼営営業人	・営業者 ・非営業者	物品の販売、役務提供を特殊税額により計算する際に使用
收銀機統一発票 ・三連式 ・二連式		小売を主とし、一定の要件を満たす下記のもの ・専営應税営業人 ・専営免税営業人 ・兼営営業人	・営業者 ・非営業者	物品の販売、役務提供を一般税額により計算する際に使用
電子計算機統一発票	三連式	・専営應税営業人 ・専営免税営業人 ・兼営営業人	・営業者 ・非営業者	物品の販売、役務提供を一般税額により計算する際に使用
	二連式	・特殊税額営業人 ・兼営営業人	・営業者 ・非営業者	物品の販売、役務提供を特殊税額により計算する際に使用
電子発票		・専営應税営業人 ・専営免税営業人 ・兼営営業人 ・特殊税額営業人	・営業者 ・非営業者	物品の販売、役務提供に際し、インターネット等の電子方式で発票を発行する場合に使用

上記の通り、統一発票は使用者や購入者の分類、用途に応じてさまざまな種類が存在します。また、その発行方法や発行時期、発行後に誤りがあった場合の取り扱い等も細かく定められています。したがって、まずは統一発票の種類を整理することが重要になります。

4. 統一発票の発行時期

次に、上記のような統一発票をいつ発行するのかを見ていきます。営業を行う者は原則として統一発票を発行する義務があり、営業行為が発生

した場合、統一発票を発行する必要があります。しかし、営業行為にはさまざまな種類が存在するため、すべての行為を同様に扱うことは適切とは言えません。そこで、台湾政府は営業行為を「一般の営業行為」と「特種営業行為」に分け、それぞれ発行時期を次の通り規定しています。

①一般の営業行為

「営業人発票発行期限表」に従い、営業種別ごとに統一発票を発行します。主な営業種別と発行時期は以下の通りです。

営業種別	発行時期
販売業、製造業等	原則として、商品を販売した時点で発行。ただし、商品の販売前に代金を受け取る場合、当該部分について先に発行
印刷業、修理業、加工業等	原則として、対象物を引き渡した時点で発行。ただし、対象物の引き渡し前に代金を受け取る場合、当該部分について先に発行
広告業、労務請負業、倉庫業、賃貸業等	原則として、入金時に発行
ホテル業等	会計時に発行
飲食業	1. 券売式・・・券売時に発行 2. 非券売式・・・会計時に発行 3. 宅配式・・・宅配時に発行

②特種営業行為

「統一發票使用弁法」の第 10～18 条に従い、販売形式ごとに統一發票を発行します。主な販売形式と発行時期は以下の通りです。

販売形式	発行時期
委託販売	商品の発送時に発行
受託販売	受託した商品を販売した時点で発行。ただし、コミッションや手数料は契約内容に従い発行
割賦販売	「総開式」または「分開式」により発行

5. おわりに

統一發票の発行は営業税の申告と関連するため、正しい発行時期を理解し適切な発行を行う必要があります。また、営業種別や販売形態でも発行時期が異なるため、台湾でのビジネスに際しては十分な検討が必要となります。



伊藤 潤哉

(いとう じゅんや)

Fair Consulting Taiwan Co., Ltd.

正緯管理顧問股份有限公司

監査法人において会計監査、内部統制構築・運用支援および国際会計基準の導入支援を担当するなど、監査および会計コンサルティング全般に対する数々の経験を有する。現職では台湾において、日系企業の台湾進出のサポートや、進出後の日系企業の財務・会計・税務面でのサポートを幅広く行っており、クライアントのニーズを把握した質の高いサービスを提供している。

Business 【Hong Kong】



香港における契約関係の新法令 ～契約(第三者の権利) 条例～

山中 政人、岡田 早織 西村あさひ法律事務所

1. 新条例の概要

香港の契約(第三者の権利)条例(Contract (Rights of Third Parties) Ordinance)(以下、「本条例」)が 2016 年1月1日に施行されました。

本条例は、契約の当事者のみが契約上の権利を執行できるという原則を修正するもので、香港法を準拠法とする契約において、契約の当事者ではない第三者が、一定の場合に、当該契約を執行できる旨を定めています。

2. 第三者が契約を執行できる場合

具体的には、本条例により、契約が以下の要件のいずれかを満たす場合に、第三者は当該契約に基づいて当該第三者が有する権利を執行することができることとなります。

- (1) 契約において、当該契約の当事者ではない第三者が一定の権利を執行できる旨が明確に規定されていること(例えば、「第三者 C は本契約3条および4条に定める権利を本契約の当事者 A に対して執行する権利を有する。」(C shall have the right to enforce clauses 3 and 4 of the contract against A.)という規定がこれに該当します)

または、

- (2) 契約において、第三者に利益¹を与える(purport to confer a benefit)旨が規定されていること(ただし、当該契約において、本条例の適用が明確に除外されている場合を除きます。契約上第三者に利益を与えないことが明確にされている例としては、たとえば、以下のような規定があります。「本契約の当事者 A は当事者 B に対し、C のアパートの内装に関するサービスを提供することに合意する。本内装契約から発生する全ての紛争は、A と B との間のみで対応する。」(A agrees with B to provide renovation services to C's apartment. All disputes arising from this renovation contract shall be dealt with between A and B only.)

3. 本条例の適用および適用排除の方法

本条例の適用を受けるためには、契約書上に、第三者の名称または種類(class)を明確に記載する必要があります。ここでいう「種類(class)」として、例えば、特定の事業に従事する従業員全員、ビルの占有者全員、特定のソフトウェアをライセンスを受けて使用する者全員などが該当します。このため、契約書締結時に存在しなかった第三者

¹ 第三者には利益(benefit)のみが与えられ、負担は与えられません。

も、本条例に基づく権利を行使することが可能な場合があり、その場合、当該第三者は、権利の行使のための約因(consideration)は不要です。

他方、契約上に、第三者に当該権利を執行する権利を与えるものではない旨の明文規定がなされる場合には、本条例の適用を排除することができます。

4. 本条例の適用場面

本条例の適用が問題となり得る具体的な例としては、販売代理店契約において、ディストリビューターが、サブ・ディストリビューターの選任をすることができる旨、およびサブ・ディストリビューターの具体的権利が定められている条項や、ライセンス契約において、サブ・ライセンスについて具体的に規定される場合などが考えられます。第三者は、当該第三者が契約の当事者であったならば執行できるであろう権利を執行できることとなり、仮処分や特定履行などの衡平法(equity)上の救済も可能となります。具体的な適用場面としては、例えば、前述の販売代理店契約の例の場合、契約当事者ではないサブ・ディストリビューターが、

契約上定められている自己の権利を、サプライヤーまたはディストリビューターに請求する場合があります。なお、契約上、仲裁合意の定めがなされている場合や、専属的管轄の定めがなされている場合には、本条例に基づいて権利を執行する第三者もかかる定めに従うこととなります。

契約書に第三者の権利が定められている場合でも、前述の通り、当該契約上に、第三者に当該権利を執行する権利を与えるものではない旨の明文規定がなされる場合には、本条例は適用されないこととなります。また、第三者が契約の条項を執行できる場合には、当該契約の他の当事者は、契約上に、第三者の同意なく契約の変更をすることができる旨の規定を定めない限り、当該第三者の同意なく、第三者の権利を変更または消滅させる契約内容の変更をすることはできません。

なお、本条例に基づく第三者の権利は、別の第三者に譲渡することが可能とされています。これを防ぐために、契約書において、第三者の権利は譲渡することができないこと、あるいは、少なくとも、契約当事者の同意がない限り譲渡することができない旨を規定することが薦められます。

5. 本条例の適用対象

本条例は、香港法を準拠法とする契約書に適用されます。また、本条例の適用範囲に関する重要な点として、本条例は施行日である16年1月1日以降に締結された契約に適用され、施行日以前に締結された契約には適用されません。さらに、左表のとおり、一定の種類の書類は、適用対象となりません。

【表】 本条例が適用とされない書面の例

	書 面 種 類
1	2016年1月1日より前に締結された契約書
2	香港法以外の法律が準拠法となる契約書
3	約束手形(promissory notes)
4	土地に関する合意
5	海路及び空路の商品運搬に関する契約
6	信用状(letters of credit)
7	会社の定款
8	雇用契約

6. 最後に

本条例の施行後は、香港法準拠の契約書の作成・締結にあたっては、本条例の適用の有無を検討し、適用を排除したい場合には契約書にその旨を明確に規定することが薦められます。あるいは、本条例の適用の全面排除ではなく、例えば、契約変更に第三者の同意を不要とする規定や、第三者が契約上の権利を別の第三者に譲渡することを禁止する旨のみを規定することも考えられます。

また、香港法準拠の定形フォーム契約を使用している場合には、本条例の適用の観点から、定形フォーム契約の見直しをすることが薦められます。英国やシンガポール、オーストラリア、ニュージーランドなどのコモンロー諸国にも同種の法律があり、これらの国で用いられている文言が参考になるのではないかと思います。



山中 政人（やまなか まさと）
パートナー弁護士
シンガポール外国法弁護士

2000 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2002 年 10 月弁護士登録(第二東京弁護士会 55 期)。2011～12 年 Norton Rose 香港へ出向。2012 年シンガポール外国法弁護士登録。現在、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所共同代表。香港・シンガポール証券取引所上場等、日本企業のアジア進出を広くサポートしています。

西村あさひ法律事務所 NISHIMURA & ASAHI



岡田 早織（おかだ さおり）
日本国弁護士
ニューヨーク州弁護士

1999 年東京大学法学部卒、2000 年弁護士登録。同年より 15 年まで西村あさひ法律事務所に所属し、主として中国および香港関連案件を担当。10～13 年西村あさひ法律事務所北京事務所首席代表。13～15 年、香港のメイヤー・ブラウン JSM 法律事務所出向。西村あさひ法律事務所の香港プラクティスにおける連絡事務所として 15 年 7 月 OKADA LAW FIRM 設立。

Business 【China】



上海自由貿易試験区における 法律事務所による集中登記

王正洋 北京市君澤君(上海)法律事務所

はじめに

上海市浦東新区政府は2015年8月、中国市場への参入への利便性をいっそう促進するために、「ダブル10条」¹を制定しました。この規定の中で、中国全土において初めて、法律事務所を会社の登記住所とすることができる新政策を打ち出されました。当該政策の適用により、中国市場への参入のハードルが一段と下げられました。国内外法人および個人が、上海自由貿易試験区(以下、上海自貿区)において、投資およびビジネスを展開する上での利便性がますます高まったといえます。そこで今回は、この政策をご紹介します。

法律事務所による集中登記

これまで中国内に法人を設立する際には、まず登記場所となる場所を確保(賃借もしくは購入)しなければなりません。このことは、内資法人や外資法人、そして個人に対しても、同等に適用されていました。登記場所がなければ会社登記の申請ができず、従ってビジネスはできません。外国投資者、とくにベンチャー企業や中小企業などにとっては、登記場所の賃借料の負担が重く、

中国市場の参入をあきらめざるを得ない要因にもなっていました。そこで浦東新区政府は、この悩みを解決するために、新たな政策をつくりました。それは、上海自貿区内の法律事務所を、会社設立の登記場所として認め、当該法律事務所が第三者機構として、中国市場に参入したい法人にプロフェッショナルサービスを提供できることを定めたものです。

16年1月16日に、弊所を含め上海自貿区に登記している7つの法律事務所が、浦東新区市場监督管理局登記分局の許可を得て、法律事務所の住所を会社設立住所として登記できるようになりました。この制度を設けるにあたって、浦東新区政府は、国際的に用いられている規則を研究し、特に香港特区において、法律事務所が、法人の通信および法律文書送達先として活用されているノミニ制度を参考にして制定されたといわれています。

法律事務所集中登記のメリット

1. 上海自貿区内で会社設立の事務コストを大幅に削減することが可能となります。法律事務所を登記住所とすることによって、新設会社が負担すべき事務所の家賃負担という難題を圧縮することができます。この

¹ 《浦东新区关于贯彻〈上海市企业住所登记管理办法〉的实施意见》(15年9月6日公布(公布後30日後に施行)、19年12月31日まで有効)、および、浦东市场监管局发布《推进市场准入便利化的若干意见》を指す。

ことにより、中国市場への参入のハードルが下がり、より多くの法人が上海自貿区での会社設立および経営活動の展開ができることが期待されます。

2. 法律事務所を法人登録住所とする法人は、上海自貿区内の各優遇政策を受けることが期待できます。上海自貿区内の外資企業は、「ネガティブリスト」を除く領域において、国内外資本企業の一致原則にて管理実施されます。それにより、例えば、人民元のクロスボーダー支払いが可能となり、非貨幣性資産の対外投資に関する分割納税やストックオプションに関する個人所得税の分割納税などの優遇税収政策を享受することが可能となります。
3. 企業のイメージアップに繋がります。当局の認可を受け住所登記が可能な上海自貿区内の法律事務所は、その住所と事務条件がハイクラスで、かつ正規の事務所であればなりません。特に上海市陸家嘴金融センターエリアは、国内外の優秀な法人が集まっています。上海自貿区法律事務所に住所を登記する法人は、これら多くの国際的金融機構本部およびグローバル本部と隣接しますので、企業のイメージアップに寄与することでしょう。
4. 更なるプロフェッショナルなサービスが享受できます。今回、許可された法律事務所は、業界でも評価を得ており、かつ外資企業へのサービス提供において豊かな経験を有しています。従って、法律事務所を登記地とする場合、登記問題の解決だけではなく、

法律事務所が提供する登記代理、商務秘書、法律顧問、創業指導等の専門的なサービスを受けることもでき、会社の合法的、効率的な経営の規範化に役立つことになるでしょう。

このように、企業は新政策により、大きな負担をかけずに新会社を上海市浦東地区に設立することができ、設立後も各種の支援を得て成長していくことでしょう。

外資会社の中国における代表処と法律事務所での登記との違い

外資企業が中国に進出する際、煩雑な行政審査等の手続きを避けるために、代表処の設立という選択肢があります。しかし代表処は、独立した法人機構ではないため、直接的に営利性商業活動を行うことができません。また独立した事務所の賃借も必要です。そのほか、代表処は、それぞれの業種と実情に基づいて納税するか、あるいは経費支出に基づいて法人税(企業所得税)を納めなければなりません。

今回の新政策の下では、法律事務所で集中登記によって設立する企業は、高額な事務所の賃借料を節約でき、かつ会社設立の初期費用も節約することができます。さらに、独立法人として需要に基づいて関連する経営活動に従事でき、そのほか、会社に利益がなければゼロ申告により法人税(企業所得税)もかかりません。

さらに強調したいことは、上海自貿区内の法律事務所での登記する企業は、「ダブル 10 条」政策により、設立登記を迅速に完了することができます。即ち、「ダブル 10 条」の規定に基づいて、浦東新

区は窓口業務を調整し、登記手続きを簡略化し、「複数許認可証書の一括手続き」をし、各行政批准審査をスピーディーに終わらせるのです。

法律事務所での会社登記を利用できる法人

法律事務所では会社登記が可能な法人としては、上海自貿区管理規定に基づき、業務を行なう場所に特殊な要求がある業種は除かれますが、その他の一般的な業種については、法律事務所による集中登記を利用することができます。特に、科学技術ベンチャー企業、小規模企業、貿易業、コンサルティング業、投資管理業、商務代理等のサービス企業などは利用することが可能です。近年、中国市場に初めて進出する外資企業については、実態のある事務所をもつ必要性が少なくなっていると考えます。これらの企業にとっては、法律事務所で集中登録登記を行うことで、法的主体性が確立され、自貿区の優遇政策を享受できると同時に、非常に低いコストで中国市場へ進出することができるので、朗報ではないでしょうか。

なお、業務を行う場所に特殊な要求がある業種とは、例えば、生産、加工業、娯楽業、レストランサービス業、食品流通業、薬品経営、インターネットサービス営業、自動車修理業、営利性医療機構、花火爆竹経営、旅館、タクシー経営、道路旅客運輸業、道路貨物運輸業、高危険性スポーツ項目、養老サービス業、貴金属販売などを指し、これらの業種は、法律事務所による集中登記ができません。

おわりに

法律事務所での集中登録登記の許可について、浦東市場監督局の関連責任者によれば、「この

改革により、第1に企業に対して初期コストの低減を図り、創業を促すことができ、第2に、第三者機構がプラットフォームを設けることにより、参加企業への更なるアクセスを促し、より良い創業サービスが提供でき、第3に政府が「開放」と「管理」をよりよく使い分け、政府による事業の進行の効率化と事後の監督管理力の拡大が実現できることになる。そして三者ともに WIN-WIN の実現、更なる国際化、法制化、市場化などの経営環境改善が、本政策の出発点であり、着地点でもある」としています。

これらの新規定により、外資企業が法律事務所を法人住所登記地として活用し、効率的に中国市場に進出され、中国市場を開拓することによって、中国の市場全体に新たな活力をもたらすことになるでしょう。



君泽君律师事务所
JunZeJun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニアパートナー弁護士

1987年西南法政大学卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大學国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として15年余りと、20年以上にわたる豊富な実務経験を有し、重大かつ複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海輸出入商会常務理事、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問を兼任。

Business 【China】



中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

王鋭 深圳市伝智コンサルティング

はじめに

中国ではここ数年、企業再編を後押しする政策¹の公布と施行により、合併、持分譲渡、清算などの再編・事業撤退案件が大幅に増えている。本稿では、実際の合併案件を事例に、合併に関連する手続きや、税務上および非税務上の要点を紹介する。

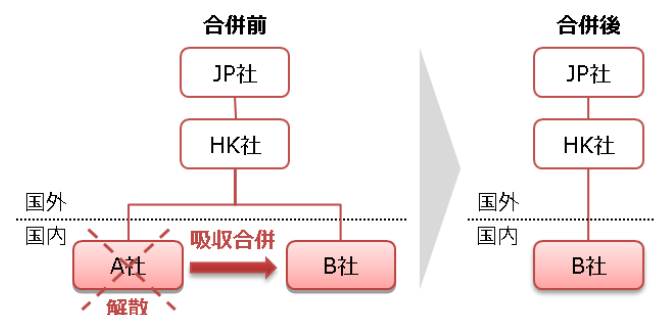
プロジェクト背景

A社とB社は香港企業のHK社が東莞に設立している完全子会社(製造業)であり、最終親会社は日本にあるJP社である。A社とB社は地理的には隣接しており、生産活動も類似していた。

グループ全体の運営効率を向上させると同時に、生産・管理面のコストを節約するために、経営陣はB社がA社を吸収合併し、A社を解散すると決議した。合併前後の持分構成図は図表1のとおりである。

また、A社とB社の基本情報は図表2のようまとめている。

【図表1】合併前後の出資関係図



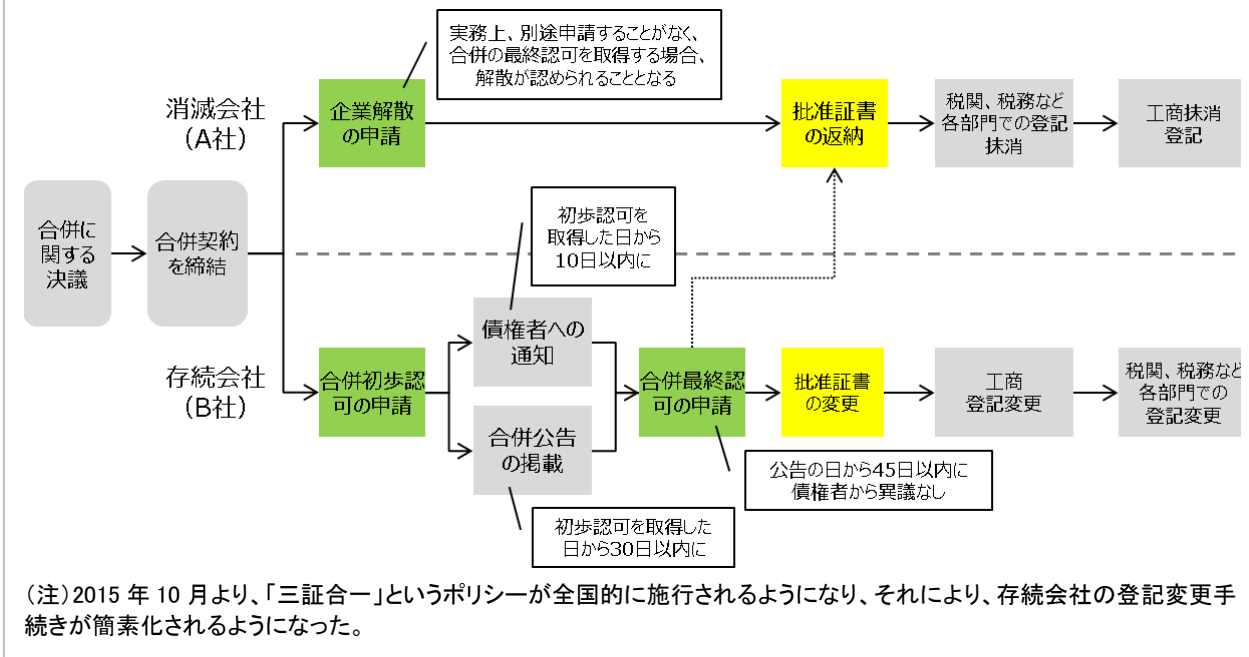
【図表2】A社とB社の基本情報

	A社	B社
設立時期	2005年	2009年*
ビジネスモデル	進料加工と一般貿易	来料加工
所轄税務局	a鎮国家税務局	a鎮地方税務局
所轄税関	東莞税関	東莞税関
主な税務事項	- 過去において、二免三半減の税務優遇を享受していた - 合併時点における税務上の繰越欠損金あり	特になし

*それまでは来料加工工場。

¹ 財税「2009」59号通達、「2014」119号通達など

【図表3】合併手続きフロー



合併手続き

合併に関する主な手続きは図表3の示すとおりである。

《合併に関する手続きのキーポイント》

- ✓ 合併の当事者各側（即ち、A社、B社およびHK社）はそれぞれ最高権力機構による合併の決議をしなければならない。
- ✓ 存続企業が審査認可機関に、合併に関する初歩的な認可と最終認可を2回申請しなければならない。
- ✓ 債権者への通知、および新聞紙上での合併公告の掲載は一定の期間内（上図を参照）に行わなければならない。
- ✓ 合併に関する最終認可を取得した後に、存続企業と解散企業はそれぞれ各関連政府部署に、登記変更と登記抹消の手続きをする。

- ✓ 解散企業は税務・税関登記の抹消にあたっては、企業所得税、増値税・営業税、個人所得税および関税などを対象とする税務調査（通常、調査期間は過去3年間）が行われるのが一般的である。調査の結果、申告漏れなどが発見された場合、未納額を追加納付することとなる。そのため、税務・税関登記の抹消手続きは最も時間のかかる手続きの一つといえる。

税務上の要点

◆ 企業所得税

一般税務処理 VS 特殊税務処理

合併再編を行うにあたって、一定の要件を充足する場合を除き、下記のように挙げられる一般税務処理を適用することになる。

- ✓ 合併企業は被合併企業から承継される資産、負債の課税基礎を時価によって認識する

- ✓ 被合併企業もその出資者も清算として所得税を計算、申告しなければならない
- ✓ 被合併企業の繰越欠損金は合併企業には承継されない

ただし、合併再編が次に掲げる要件を満たす場合は、特殊税務処理を適用することができる。

① 合理的な事業目的

合理的な商業目的を有し、かつ課税の回避、免除もしくは繰り延べを主たる目的としないこと

② 事業継続要件

企業合併後の 12 カ月間、合併企業は承継資産の従来の実質的経営活動を変更しないこと

③ 取引対価(下記の i または ii に該当する場合)

- i. 合併により、被合併法人の株主の取得する持分支払いが取引対価総額の 85% 以上である
- ii. 同一支配下にある企業間の合併に該当し、対価の支払がない

④ 持分継続保有要件

再編後の 12 カ月間、持分支払いを取得したものの主要株主は、取得した持分を譲渡しないこと

本件では、合併・被合併企業の A 社も B 社も HK 社の支配下にあり、上記③のⅡ、「同一支配下にある企業間の合併」に該当し、対価の支払いはなかった。一方、④は③のⅠに対応する要件のため、本件

では考えることはなくなった。また、①と②の要件に関しては、B 社は承諾書の形で充足できると主張し、本件は最終的に特殊税務処理が適用された。具体的な所得税の処理は以下のようにまとめられる。

- ✓ B 社が A 社の資産・負債を簿価により承継する
- ✓ B 社は A 社の税務事項(優遇税制など)を承継する。本件では特になし
- ✓ B 社が一定金額の限度内(算式は下記を参照)で、A 社の繰越欠損金を承継する

ここで、上記 B 社の繰越欠損金の承継限度額は、A 社の純資産の時価 × 合併年度末の最長国債利率で算出される。A 社の純資産の時価を証明するために、A 社は地元にある資産鑑定資格を有する第三者評価会社に資産評価を行ってもらった。その結果、A 社は清算所得または損失がないことが判明した。

なお、特殊税務処理の手続きをするタイミングであるが、現在の規定によると、合併再編完了年度の企業所得税年間確定申告を行う際に、要求される資料を提出すればよい。しかし、本件当時は、合併完了後に、B 社は別途で所轄税務当局に所要資料を提出し、審査を経て、最終的に書面による同意書が発行された。

享受していた二免三半減について

2008 年まで施行されていた「外商投資企業および外国企業所得税法」の関連規定により、経営期間が 10 年以上の生産型外資系企業は、企業所得税を利益獲得開始年度から 2 年間免税、その後の 3 年間は半減する、いわゆる「二免三半減」の優遇税制が享受できる時期があった。ただし、経営期間

が10年未満で解散した場合、今まで優遇を受けた税金を返還しなければならない。一方、合併再編により、被合併企業は経営期間が10年未満で解散する場合、上記の規定に従い、関連税金を返還すべきかについては法により明確に規定されていない。

本件では、A社が過去において二免三半減の優遇を受けていた。合併時点においては、A社の経営期間は10年未満であった。当時のアプローチとして、A社は所轄税務当局の上級税務機関となる東莞市国家税務局の企業所得税科に、「通常の企業清算と異なり、合併の場合、存続企業が抹消企業の関連事項を承継するから、抹消企業はこれまで免除された税金を返還することはない」と主張していた。結果的には、東莞市国家税務局に当該主張が認められ、A社は税金を返還せずに済んだ。

◆ 流通税(増値税・営業税)

国家税務総局が公布した11年13号と51号通達により、合併再編を行うにあたって、以下の条件を満たす場合、増値税と営業税が発生しない。

- ✓ 納税者が資産再編を行うにあたって、**合併**、分割、譲渡、交換などの方式を通して、すべて或いは一部の実物資産を**関連する債権、負債と労働力**とともに、その他の企業あるいは個人に移転する場合
 - **貨物**の譲渡に関して、増値税が課されない
 - **不動産、土地使用権**の譲渡に関して、営業税が課されない

本件では、A社は不動産と土地使用権を保有しないため、営業税には特に関係しない。一方、A社

の固定資産には、在庫などの貨物より、機器設備などが圧倒的に多いことから、機器設備のような固定資産は上記規定に定める「貨物」に該当するかどうかポイントになる。東莞市国家税務局の増値税科に確認したところ、本件にかかる資産の移転は増値税の課税範囲に入らないと口頭で判定され、最終的に不課税になったが、所轄税務局からも東莞市国家税務局からも、当該不課税にかかる認可書類は発行されなかった。

◆ 税務・税関登記抹消

解散企業のA社は税務・税関登記の抹消を行う際に、企業所得税、増値税・営業税、個人所得税および関税などを対象とする税務調査を所轄税務局および税関から受けた。調査期間は過去3年をカバーした。

税務登記抹消

A社は地元の税理士事務所に、タックスクリアランス報告書を発行してもらったほか、過去三年間の財務、税務資料を所轄税務当局に提出し、調査を受けていた。結果として、特に申告漏れなどが発見されず、無事に登記抹消が承認された。

税関登記抹消

A社は税関の監督管理期間に到達した保税機器設備に対し、別途で税関監督管理の解除手続きをした²。

² 保税機器設備は通常、5年間の税関監督管理期間に到達すれば、自動的に税関による監督管理が解除されるが、企業が登記抹消をする場合には、別途で解除証明書を取得しなければならない。

一方、保税で輸入した原材料に対し、A社は関税と輸入増徴税を追加納税するより、海外へ再輸出することにした。

非税務上の要点

現行の「労働契約法」では、雇用企業が合併再編を行う場合、もとの労働契約は関連権利と義務を承継する合併企業が引き続き履行すると規定されている。

そのため、原則上、A社の社員はすべてB社に承継される場合、経済補償金などは生じない。ただし、以下の状況に該当する場合、企業は関連社員に経済補償金を支払わなければならない。

- A社の社員はB社で働きたくない。
- B社はA社の社員を承継しないことにより、労働契約が繰り上げ解除になる。
- B社はA社の社員を承継するが、当該社員の今までの勤務年数を認めない。

本件では、A社は合併前に所在地の労働局と再編計画について事前連絡をし、アドバイスをもらうようにした。また、経営陣は適切なタイミングに、社員向けに合併再編計画および社員の配置案について説明した。A社の社員の今までの勤務年数を認める前提で、B社は関連社員と改めて労働契約を結び、すべての社員を承継した。

終わりに

以上のように、合併再編は通常、長時間を要し、かつ、クリアしなければいけないハードルが多くある。そのため、合併を検討中の企業におかれては、上述で取り上げている税務および非税務上の要点

を事前にチェックし、早めに計画を立てておくことをお勧めする。必要に応じて、専門家の力を借り、事前調査および関連手続きを任せることも選択の一つになるだろう。



王鋭 (Richard Wang)

深圳市伝智コンサルティング有限公司
パートナー
中税諮詢グループシニアパートナー
中国公認会計士



四大監査法人に10年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012年に独立し、伝智コンサルティングを創設。中税諮詢グループの主要メンバー。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中国大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。



【アジア経済情報】

アジア概況

～2016年の景気は減速、17年は小幅に持ち直し～

宮嶋 貴之 みずほ総合研究所

2015年4Qの景気は自律的回復力に欠ける

15年4Q(10～12月期)のアジアの実質GDP成長率は、多くの国・地域で前期から上昇した(図表1)。ただし、公共投資拡大や消費刺激策など政策による下支え効果が寄与したとみられ、景気は自律的回復力に欠ける展開となった。

自律的回復力を欠いた主因は、輸出の持ち直しテンポが弱かったことだ。4Qは、米国向け、産油国・資源国などを含む新興国向けの輸出が弱含んだ。また、輸出の緩慢な伸びや企業マインドの低下を受けて、民間投資も多くの国・地域で軟調だったとみられる。

個別にみると、中国は、前期からやや減速した。金融業の減速(株式取引の低迷)や、不動産業の弱含み(販売の伸び鈍化)が影響した。

NIEsは、政策効果により、総じて持ち直した。シンガポールは、公共投資の拡大により、加速した。韓国の成長率は、MERS感染終息による前期の高成長からの反動落ちとなったものの、消費刺激策による下支えから大幅悪化を回避した。台湾は、油価下落による旅行支出増加などから3四半期ぶりのプラス成長となった。香港の成長率は輸入の増加による純輸出の減少から低下したものの、輸出や投資は増加しており、景気の実態は数値ほど悪くない。

図表1 実質GDP成長率

(前期比年率、%)

	2014		2015			
	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12
韓国	3.2	1.1	3.3	1.3	5.3	2.3
台湾	5.1	0.9	2.5	▲6.2	▲0.2	2.2
香港	5.5	1.7	2.6	2.0	2.2	0.9
シンガポール	2.0	6.9	0.2	▲1.6	2.3	6.2
タイ	3.5	3.7	2.0	1.7	4.0	3.2
マレーシア	3.3	7.3	4.7	4.5	2.6	6.3
フィリピン	3.4	7.2	3.5	8.0	5.7	8.2

(前年比、%)

中国	7.1	7.2	7.0	7.0	6.9	6.8
インドネシア	5.0	5.0	4.7	4.7	4.7	5.0
ベトナム	6.1	7.0	6.1	6.5	6.9	7.0
インド	8.3	6.6	6.7	7.6	7.7	7.3

(資料)各国統計、CEIC Data

ASEAN5も、政策効果により、総じて持ち直した。インドネシア、フィリピンは、公共投資の拡大などにより加速した。フィリピンは、雇用状況の改善などから個人消費も底堅く推移した。タイは、輸出や個人消費が減少に転じたものの、公共投資などの政策効果が下支えとなり、小幅の減速にとどまった。マレーシアはヘイズ被害の終息に伴う個人消費の回復により加速した。ベトナムは、公共投資の拡大や金融緩和に下支えされたものの、輸出の大幅な鈍化が生産活動を

抑制しており、景気の基調はやや弱含んだ。

インドは、低稼働率などから民間投資を中心に減速した。

原油価格の再下落などにより、金融緩和の動きが強まる

15 年後半、アジア地域では金融緩和や財政出動など景気対策の実施が相次いでいたが、16 年初も、金融緩和・通貨安容認など景気に配慮した政策運営が継続されている(図表2)。この背景には、原油価格が 15 年末前後から再び下落基調を強めたことがある。石油関連純輸入国が多いアジア地域にとって、原油価格の低下はインフレ圧力の低下や経常収支黒字拡大をもたらし、金融緩和余地を拡大させる。産油国・資源国のみならず米国景気も軟調となるなど世界経済の下振れ懸念が強まる中、景気の腰折れを避ける意図があると推察される。

16 年の景気は減速する見込み

17 年までのアジア経済を展望すると、総じてみれば、自律的回復力に欠ける展開が続き、景気の大加速は見込みづらいと予想する。

16 年については、原油など資源価格の低迷による産油国・資源国の景気停滞などを受けて、輸出は軟調に推移しよう。輸出依存度の高い NIEs やタイ、マレーシアを中心に、輸出の伸び悩みは景気の重石となる。

一方、米利上げペースの遅れや低インフレを受けて、各国・地域の政策当局は財政・金融政策などにより、内需の下支えを図るだろう。しかし、景気を浮揚させるほどの大型の対策実施は考え

【図表2】2015 年後半以降の金融・為替政策

国名	緩和策	実施時期
中国	為替レート基準値の実質的な切り下げ	8 月
ベトナム	為替レート変動幅拡大	8 月
ベトナム	為替レート変動幅拡大 基準値切り下げ	8 月
中国	預金準備率引き下げ 預金・貸出基準金利引き下げ	8 月
台湾	政策金利引き下げ	9 月
シンガポール	為替レート増価テンポの緩和	10 月
中国	預金準備率引き下げ 預金・貸出基準金利引き下げ 預金金利の原則自由化	10 月
インドネシア	預金準備率引き下げ	12 月
台湾	政策金利引き下げ	12 月
ベトナム	為替レート基準値を日次決定 に変更	1 月
インドネシア	政策金利引き下げ	1 月
マレーシア	預金準備率引き下げ	1 月
インドネシア	政策金利引き下げ 預金準備率引き下げ	2 月
中国	預金準備率引き下げ	2 月

(資料)みずほ総合研究所作成

らく、状況に応じた機動的な小幅の利下げや小規模な財政支出の実施にとどまるとみられる。その背景には、アジア地域では国ごとにさまざまな債務問題があり(次頁図表3)、大幅な財政支出・金融緩和による債務膨張から、中期的にバランスシート調整圧力が強まるなどの副作用が発生することが懸念されるためだ。

加えて、中国や新興国経済の下振れ懸念に対する警戒は根強く、米利上げテンポが遅れたとしても市場におけるリスク回避の動きは弱まらず、アジア諸国・地域も資金流出圧力にさらされ続けることが見込まれる。こうした中、大幅な利下げや歳出拡大によって通貨安が加速すれば、外貨建

【図表3】アジア諸国・地域の債務水準

(対GDP比、%)

	家計		企業		政府			
					公的債務残高		財政収支	
	2015年2Q	(2010年以降の トレンド)	2015年2Q	(2010年以降の トレンド)	2014年末	(2010年以降の トレンド)	2014年	(2010年以降の トレンド)
中国	37.9	25.2	163.1	116.5	41.1	35.0	▲ 0.7	▲ 1.1
韓国	85.7	75.6	105.2	104.1	36.0	30.6	0.9	1.4
台湾	87.7	83.0	72.5	65.3	37.9	37.6	▲ 2.8	▲ 5.5
インドネシア	17.1	13.3	23.0	11.3	25.0	23.6	▲ 2.1	▲ 1.1
タイ	70.5	50.1	51.5	42.2	43.5	39.3	▲ 0.4	▲ 1.2
マレーシア	70.1	57.4	66.6	59.2	55.2	52.1	▲ 3.0	▲ 4.5
フィリピン					36.4	43.5	0.6	▲ 2.0
ベトナム					57.2	45.8	▲ 6.1	▲ 3.6
インド	9.5	8.9	50.0	49.4	66.1	68.0	▲ 6.9	▲ 9.4

(注)1. 濃い青色の網掛けは他国・地域対比で水準が高く、かつトレンドからのかい離が大きい場合、薄い青色の網掛けは他国・地域対比で水準が高い、もしくはトレンドからのかい離が大きい場合を意味する。

2. 台湾の家計、企業の値は2013年の値でみずほ総合研究所による試算。

3. ベトナムの財政収支以外は、景気変動を除去した構造的財政収支。

(資料)IMF、国際金融公社(IIF)、各国統計、CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

て対外債務の返済負担が高まる事態を招きかねない。

以上から、輸出の低調を相殺するほどの政策効果は発現しないと予想する。

17年の景気は小幅に持ち直し

17年には、米国や欧州経済の加速により、輸出がやや持ち直す見通しである。しかし、16年と比べて、財政・金融政策の緩和余地が縮小するため、政策効果が次第に縮小していくだろう。よって、大幅な景気拡大は見込みづらい。

中国については、深刻さを増している過剰生産能力や過剰債務の調整圧力が引き続き景気を下押しするため、17年まで緩やかな減速傾向で推移するだろう。ただし、17年の党大会に向けて権力基盤固めの時期が近づく中、+6.5%という成長率目標を維持するという政治的事情から、財政・金融政策による下支えが強化されることで、景気的大幅な減速は避けられよう。

インドは10年に一度の公務員給与の大幅引き上げによる歳出増加などから、16年の成長率は上昇するとみられる。その効果の縮小などから、17年の成長率は小幅に低下すると予想する。

以上の点を踏まえ、16年の実質GDP成長率は、中国が+6.6%、NIEs が+2.0%、ASEAN5 が+4.5%、インドが+7.6%、17年は、中国が+6.5%、NIEs が+2.2%、ASEAN5が+4.5%、インドが+7.5%と予測した(次頁図表4)。

大幅な人民元安はアジア諸国・地域に悪影響の恐れ

16年初以降、中国人民元の対米ドルレートが下落基調を強め、先安期待が一時的に沸騰した。足元では、人民元の動向は落ち着いたものの、中国経済の先行きに対する市場の警戒感是非常に根強く、資金流出による元安圧力が続くことが見込まれる。仮に人民元が想定以上に下落した場合、周

辺アジア諸国・地域に対して、輸出下押しなどの悪影響が及ぶリスクには留意が必要だ¹。

政治・政策動向にも引き続き注視が必要

また、重要政治イベントとして、1月に台湾の総統・議会選挙、2月にはベトナムの共産党大会が実施された。その結果、台湾では野党・民進党の蔡英文氏が総統選で勝利して政権交代が実現し、ベトナムでは改革派のズン首相が退任となった。現段階では、いずれも現状の政策路線からの

大幅な転換はないとみられるものの、今後の動向には留意が必要だ。

先行きについては、5月に実施されるフィリピンの大統領・議会選挙が最大の注目点といえよう。次期大統領候補について、以前の世論調査ではポー氏がトップを独走していたものの、最近ではビナイ氏の支持率が上昇しポー氏に肉薄しつつある。選挙は接戦が見込まれ、予想困難な展開となっている。

【図表4】 アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2011年 (実績)	2012年 (実績)	2013年 (実績)	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (予測)	2017年 (予測)
アジア	7.4	6.3	6.4	6.3	6.1	6.0	6.0
中国	9.5	7.7	7.7	7.3	6.9	6.6	6.5
NIEs	4.1	2.3	2.9	3.4	2.0	2.0	2.2
韓国	3.7	2.3	2.9	3.3	2.6	2.3	2.5
台湾	3.8	2.1	2.2	3.9	0.7	1.4	1.8
香港	4.8	1.7	3.1	2.6	2.4	1.9	1.8
シンガポール	6.2	3.7	4.7	3.3	2.0	1.8	2.3
ASEAN5	4.7	6.2	5.0	4.6	4.7	4.5	4.5
インドネシア	6.2	6.0	5.6	5.0	4.8	4.7	4.7
タイ	0.8	7.2	2.7	0.8	2.8	2.5	2.7
マレーシア	5.3	5.5	4.7	6.0	5.0	3.8	4.3
フィリピン	3.7	6.7	7.1	6.1	5.8	6.0	5.5
ベトナム	6.2	5.3	5.4	6.0	6.7	6.0	5.7
インド(2011年度基準)	6.6	5.1	6.3	7.0	7.3	7.6	7.5
オーストラリア	2.6	3.6	2.0	2.6	2.5	2.6	2.5

- (注) 1. 実質 GDP 成長率(前年比)。
 2. インドの伸び率は、2012 年以前は IMF、2013 年以降はインド統計計画実行省の値。
 3. 平均値は IMF による 2013 年 GDP シェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料) 各国統計、CEIC Data、IMF よりみずほ総合研究所作成

¹ 詳細はみずほインサイト『人民元安はアジア諸国・地域の経済に悪影響を及ぼす恐れ』参照。

Back Issues

2015 年 7/8 月発行 第 44 号

- ・中国産業用ロボット市場の課題と戦略～華南エリアの動向を中心に～
- ・2015 年上期為替市場の回顧と下期の見通し ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・Malaysia:駐在員に対する個人所得税
- ・Vietnam:改正企業法および投資法の施行細則の草案
- ・Vietnam:改正労働法 最新施行細則の解説
- ・India:インドの税制 [54] GST の概要および導入による影響
- ・China:中国企業との取引における注意事項
- ・Hong Kong:新会社法導入に伴う合併の取り扱い
- ・Macro Economy:アジア経済概況

2015 年 9 月発行 第 45 号

- ・中国市場は外国人投資家を受け入れるのか ～今後の制度改正に着目する理由～
- ・中国におけるリース産業とビジネスチャンス ～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・India:インドビジネス最新情報 [16] 非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討
- ・Thailand:タイで働くために必要なもの ～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [19] 中国環境保護法の改正(2)
- ・Hong Kong:香港の担保制度
- ・アジア経済情報:フィリピン

2015 年 10 月発行 第 46 号

- ・華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・深汕特別合作区～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・Malaysia: GST 導入後の状況
- ・Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・India:インドの税制 [55] インドにおける個人所得税法とブラックマネー法
- ・China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)
- ・アジア経済情報:アジア経済概況

2015 年 11 月発行 第 47 号

- ・新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制

- ・Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・China:中国ビジネス法律講座 [48] 『広告法(2015 年改正)』の施行による外資企業への影響
- ・アジア経済情報:インド

2015 年 12 月発行 第 48 号

- ・ラオス～ランドリンクで活きるプラスワン戦略の未来～
- ・中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・India:インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度
- ・Vietnam:ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・Vietnam:ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・Indonesia:インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・China:中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス
- ・アジア経済情報:ベトナム

2016 年 1/2 月発行 第 49 号

- ・2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し
- ・香港の賃金動向～2015 年の回顧と 16 年の展望
- ・India:インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税(GST)に関するアップデート
- ・Vietnam: EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討
- ・Malaysia:マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点
- ・Singapore:シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・Indonesia:インドネシアの外国人雇用にに関する新規制(規則 16 号と 35 号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・China:中国ビジネス法律講座 [49] 競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正
- ・アジア経済情報:アジア概況

2016 年 3 月発行 第 50 号

- ・TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用
- ・Thailand:タイの 2015～16 年 法令・制度改正の動向
- ・Vietnam: TPP 協定による小売業規制の大幅緩和
- ・India:インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画
- ・Philippines:フィリピンでの法人設立
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・Hong Kong:香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針
- ・アジア経済情報:ベトナム

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。